



Title	開拓使による官立学校の設立
Author(s)	井上, 高聡
Citation	北海道大學教育學部紀要, 74, 101-128
Issue Date	1997-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29545
Type	departmental bulletin paper
File Information	74_P101-128.pdf



開拓使による官立学校の設立

井 上 高 聡

Educational Policy of KAITAKUSHI (1)

Takaaki INOUE

凡例

1. 史料の引用は原則として原本にしたがった。
2. 漢字の旧字、異体字、略字、俗字などは正字に改めた。
3. 変体仮名などは普通仮名に改めた。ただし、而（て）、者（は）、江（え）、与（と）は小字にしてそのまま表記した。
4. 合字の、𠂔（トモ）、𠂔（トキ）、𠂔（コト）はそのまま表記した。
5. 引用史料中の印、花押、番号、欄外の記事、付け札などはない場合は省略した。
6. 引用史料中の平出、欠字は一字あけとした。
7. 引用史料中に訂正がある場合は訂正文を引用した。
8. 引用史料中の引用者の註記は〔 〕内に記した。
9. 引用史料中の疑問箇所は〔ママ〕などの傍註を付した。
10. 年月日は西暦、太陽暦で記した。日本が太陽暦を採用した1873年1月1日より前は、和暦を（ ）内に併記した。太陽暦、和暦の対照については、『近代日本総合年表』第3版（岩波書店、1991年2月）を参照した。

は じ め に

開拓使は、文部省が「学制」を制定する以前から独自の教育政策を行なっていた。その際、開拓使は常に北海道統治上の課題から教育政策を立案していった。一方で文部省は、教育政策を全国的に統一し、教育行政を文部省の下に一元化することを目指して、1872年の「学制」制定によりその制度化を果たした。開拓使と文部省が構想する教育は大きく異なっていたから、「学制」中の規定の施行をめぐる開拓使と文部省には見解の違いが生じた。本稿は、この点に注目して、1872年「学制」との関わりを中心に開拓使の教育政策の展開を考察する。

考察の際の視点として2点掲げる。第1に、開拓使という北海道統治機関の性格である。開拓使は太政官制上、文部省と同等に位置づき、他府県と異なって、独自の教育政策を行なう権限を有していた。開拓使の教育政策の特徴はこうした権限に基づいていたのであるが、既往の近代北海道教育史の研究はこの点に触れていないかまたは軽視している。第2に文部省の教育政策との関わりである。既往の研究は中央における政策の動向や政治状況をほとんど視野に入れずに、北海道の中での動きだけで説明している。したがって、北海道史研究にありがちな北海道完結型の研究に終始してしまっている⁽¹⁾。

近代北海道の教育制度史、教育政策史を対象とするある程度まとまった研究を列挙する。まず、研究の枠組みを示したものとして、安藤忠吉『北海道教育の歴史性——傍系教育の発展につい

て——』（『教育新潮』第4巻第10号、教育新潮社、1953年10月）、同『開拓教育史——北海道開拓社会における教育の発展に関する概要——』（『教育文化史大系』X、金子書房、1955年5月）、山崎長吉『北海道教育の発達に見られる後進性について』（北海道立教育研究所、1969年5月）を上げることができる。近代北海道教育史を通史的に概観したものは北海道教育研究所編『北海道教育史』（地方編1～2、全道編1～4、総括編、1955年6月～1970年9月）⁽²⁾、山崎長吉『北海道教育史』（北海道新聞社、1977年6月）、同『札幌教育史』上巻（第一法規出版、1986年7月）、榎本守恵『近代僻地教育の研究』（同成社、1990年9月）などである。従来の研究のほとんどは安藤、山崎の手によるもので、北海道教育研究所編『北海道教育史』は山崎が編集に当たり、安藤が「教育行政」の執筆担当をしている。安藤は、近代北海道の教育の特質を「傍系教育」と捉えて論じた。山崎はその枠組みを受け継ぐ形で北海道教育研究所編『北海道教育史』を編纂した。北海道教育史の研究は自治体史編纂においても、研究者による個別研究においても北海道教育研究所編『北海道教育史』が拠り所となってきた。以下、山崎の示す「傍系教育」の枠組みを検討する。

山崎は、北海道では「他府県とは本質的に相違した教育の社会基盤、教育目的・内容・方法が形成されてきた」とし、その性格を「後進性」と定義づけている。北海道の教育における「後進性」は「時代の進展、開拓に即応する教育の発展過程において変容し、先進性に対しては次第にその幅を縮めてきている」とし、こうした「後進性」を明らかにすることこそが「北海道教育史の本質的究明」であるとしている⁽³⁾。また、必ずしも明確な枠組みとは言えないが、山崎は北海道の教育の「後進性」を具体的な教育制度としては「傍系教育」と表現している。「傍系教育」とは「国の教育制度において標準かつ普通のものに対し、例外的なものと認め」られた教育制度で、「校名、目的ないし目標、教育内容と方法、年限、教科、教授時数、時期、学校補助等で便宜的、簡易的、変則的な教育を実施する」制度と定義づけている⁽⁴⁾。

山崎の枠組みにおいて近代北海道教育史は、北海道開拓の進展にともない北海道の教育が次第にその「後進性」から脱却し、「傍系教育」が正系の教育に近づいていく過程として捉えられている。しかし、北海道の「傍系教育」といえども、中央の法令上に特例規定として位置づいていたのであり、決して中央の政策と無関係ではない。しかも、法令上で特例を規定されたのは北海道のみではなかった。北海道における教育政策、教育制度の特質を明らかにするためには、それらが中央の政策上どのように位置づくのか、全国の教育制度の中でどのような位置を占めるのかを検討する必要がある。

北海道教育研究所編『北海道教育史』などの既往研究の具体的な通史記述では、多くの史料を用いてさまざまな事例を取り上げているものの、史料出典の明記がなかったり、史料誤読があったりといった不備が見られる。また、政策史、制度史では具体的な政策や制度の提示はするものの、政策の意図や制度の内容まで踏み込んで分析しているとは言い難い。近代北海道教育史の研究ではその実証性も課題となっていると言える⁽⁵⁾。

本稿ではこのような問題意識に立って、文部省による「学制」制定前後において、開拓使がどのような教育政策を行なったかについて、特に学校開設という面から考察する。第1章では、開拓使が開設した学校の構想、目的、設立経過、開校後の教授内容や規則などを具体的に示す。第2章では、文部省による「学制」制定に際して開拓使の主張した見解を検討する。以上から開拓使の教育政策の特徴を明らかにする。

第1章 開拓使による官立学校開設と公費生徒制度

第1節 開拓使の設置

維新政府は1868年4月（慶応4年3月）、すでに蝦夷地開拓を三職の会議において議題に掲げた⁽⁶⁾が、実際に政策として着手したのは1869年6月（明治2年5月）に箱館五稜郭の旧幕府軍を鎮圧して戊辰戦争を終結させてからであった。

旧幕府軍鎮圧直後の1869年6月30日（5月21日）、維新政府は「皇道興隆ノ件」、「知藩事被任ノ件」、「蝦夷地開拓ノ件」を議題として会議を開き⁽⁷⁾、「蝦夷地開拓ノ件」については次の下問をした。

蝦夷地之儀ハ 皇国ノ北門直ニ山丹満州ニ接シ經界粗定トイヘ北門ニ至テハ中外雜居致候
処是迄官吏之土人ヲ使役スル甚苛酷ヲ極メ外国人ハ頗ル愛恤ヲ施シ候ヨリ土人往々我邦人ヲ
怨離シ彼ヲ尊信スルニ至ル一旦民苦ヲ救フヲ名トシ土人ヲ扇動スル者有之時ハ其禍忽チ箱館
松前ニ延及スルハ必然ニテ禍ヲ未然ニ防クハ方今ノ要務ニ候間箱館平定之上ハ速ニ開拓教導
等之方法ヲ施設シ人民繁殖ノ域トナサシメラルベキ儀ニ付利害得失各意見無忌憚可申出候
事⁽⁸⁾

政府は「皇国ノ北門」として蝦夷地の地理上の重要性を捉え、特に樺太における日露雑居に対して危機感を持った⁽⁹⁾。日露雑居の地である樺太から維新政府の統治が確立していた箱館、松前までの蝦夷地は広大な人口疎少の地であった。この広大な地に居住していたアイヌを、和人は近世以来の場所請負制の下に苛酷な労働条件で使役してきた⁽¹⁰⁾。一方で、ロシア人はアイヌに友好的な態度をとったため、アイヌが和人に疑念を持ち、逆にロシア人を信頼するようになった。維新政府はロシア人がアイヌを扇動して、その禍が箱館、松前にまで及ぶことをおそれたのである。こうした事態を未然に回避するため、開拓や教化の方法を定め人口を扶植して、蝦夷地を和人が多数居住する地とすることが議題となった。

7月12日（6月4日）、政府は勅書を発し、鍋島直正に蝦夷地開拓督務を命じた。

勅書

蝦夷開拓ハ 皇威隆替ノ関スル所一日モ忽ニス可ラス汝直正深ク国家ノ重ヲ荷ヒ身ヲ以テ之
ニ任センヲ請フ其憂国済民ノ至情朕嘉納ニ堪ヘス独恐ル汝高年遂ニ殊方ニ赴クヲ然レハ
朕之ヲ汝ニ委ス始テ北顧ノ憂ナカラン仍テ督務ヲ命ス他日 皇威ヲ北疆ニ宣ル汝方寸ノ間ニ
アルノミ汝直正懋哉

明治二年己巳六月四日⁽¹¹⁾

政府は、蝦夷地開拓を日本の国家的権威に関わることであり、蝦夷地を異邦であると認識した。また、蝦夷開拓督務の任命によりロシアの脅威を断ち、将来はさらに北境へと勢力を拡大することを念頭に置いた。

8月15日（7月8日）、政府は職員令の中で太政官に開拓使を設置し、長官の任務を「掌総判諸地開拓」とした⁽¹²⁾。8月20日（7月30日）には開拓督務であった鍋島を改めて開拓使長官に任じ⁽¹³⁾、開拓使長官宛の沙汰で「諸省卿同等タルヘク旨被 仰出候事」と、開拓使長官に諸省の卿と同等の位置づけを与えた⁽¹⁴⁾。

9月30日（8月25日）、政府は鍋島に替えて東久世通禧を開拓長官に任じた。

北海道開拓ハ 皇威隆替之所係方今至重之急務ニ候今般彼地へ出張数百里外殊方之寒疆ニ其
事務ヲ管督候事不容易艱難一入苦勞ニ被 思食候就テハ向後土地墾闢人民蕃殖北門ノ鎖鑰嚴

ニ樹立シ 皇威御更張ノ基ト可相成様勉勵尽力可有之旨 御沙汰候事⁽¹⁵⁾
 ここでも北海道開拓を「皇威隆替之所」であり、最優先すべき重要な事業と位置づけた。そして土地の開墾と移住者の扶植により、北からのロシアの脅威を防ぐことが北海道開拓の目的であるとした。

10月7日（9月3日）、右大臣三条実美は開拓使宛に開拓勉勵の達書を發した。

- 一北海道ハ 皇国之北門最要衝之地ナリ今般開拓被 仰付候ニ付テハ深く 聖旨ヲ奉体シ撫育之道ヲ尽シ教化ヲ広メ風俗ヲ敦スヘキ事
- 一内地人民漸次移住ニ付土人ト協和生業蕃殖候様開化心ヲ尽スヘキ事
- 一樺太ハ魯人雜居之地ニ付専ラ札節ヲ主トシ条理ヲ尽シ輕卒ノ振舞曲ヲ我ニ取ルノ事アル可ラス自然渠ヨリ暴謾非義ヲ加ル事アルトモ一人一巳ノ挙動アル可ラス必全府決議之上是非曲直ヲ正シ渠ノ領事官ト談判可致其上猶忍フ可カラサル儀ハ 廷議ヲ經全国之カラテ相応スヘキ事ニ付平居小事ヲ忍テ大謀ヲ誤マラサル様心ヲ尽スヘキ事
- 一殊方新造之國官員協和戮力ニ非サレハ遠大之業決シテ成功スヘカラサル事ニ付上下高卑ヲ論セス每事已ヲ推シ誠ヲ披キ以テ從事シ決シテ面従腹非之儀アル可カラサル事⁽¹⁶⁾

1条目では、北海道を「皇国之北門最要衝之地」とその地理上の重要性を示し、具体的な施策として撫育、教化、風俗矯正を掲げた。2条目では、本州以南からの移住者がアイヌと協和しつつ生業を安定させ、人口繁殖に勉めるよう指導することを命じた。3条目では、樺太におけるロシアへの対応について輕率な行動を嚴重に戒め、細心の注意を心掛けるよう命じ、出来る限りロシアとの摩擦を回避しようとした。仮にロシアが暴挙に出た場合も、開拓使の責任においてロシア領事官と談判を行なうこと、それでも解決できない場合は政府の判断により対応することを明示した。4条目では、北海道を異邦、「新造之國」であり、開拓事業を「遠大之業」であると捉え、開拓使官員に対し勉勵を行なった。

1869年9月（8月）以降、政府は北海道開拓を希望する諸藩などに北海道の土地を割讓して開拓を任せた⁽¹⁷⁾。また、開拓使は移住希望者を募って開拓を進めた⁽¹⁸⁾。

1871年9月13日（明治4年7月29日）、政府は太政官職制を改定し、事務章程を定めた⁽¹⁹⁾。同時に諸省卿と開拓長官への委任権限を定めたが、開拓長官への委任権限は諸省卿と全く同内容であった⁽²⁰⁾。1条目は「長官ハ 天皇庶政ヲ課分シ百揆ヲ統叙セシムル為ニ其委任ヲ受ル宰臣ニシテ総テ部事ノ熙マラサルヲ以テ己レ其責ニ任シ縦ヒ失錯アルモ己レ其譴ヲ受テ 聖明ノ累トナス可ラサル事」と、開拓使の事務は長官が天皇から委任を受け、委任事項に対する全責任は長官に存ずるとした。2条目は「長官ハ専ラ其部事ヲ総判スル全權ヲ有ス敢テ他部ノ權ヲ干犯スルヲ許サス若シ他部ニ渉ル者ハ小事ト雖モ必ス商議量定ヲ要スヘキ事」と、開拓長官はその担当事項に関しては全權委任を受け、その他の事項に対しては干渉できないとした。逆に言えば、諸省は開拓使の委任事項に対して干渉できないとしたのである。さらに、担当事項が他省の事項と関係するときは両方で協議することとした。

10月3日（8月19日）、政府は開拓使に対し翌年より10年間に渡り総額1000万両を常費額として設定した⁽²¹⁾。また、10月（8月）までには、諸県などに分領し開拓を委任した土地を回収して開拓使支配とし、集団で移住し開拓に従事していた士族は開拓使貫属とした⁽²²⁾。1871年10月（8月）の段階で、開拓使が北海道全域を統治し、殖民、開拓事業を進めることとなった。

以上のように、維新政府は、ロシアの脅威、具体的には樺太における日露雜居状態への危機感から、日本にとって広大な「空白」地帯であった北海道への殖民と開拓を計画し、国家の威信を

かけた大事業とした。したがって、これらの大事業を統括する開拓使には強い権限を与え、太政官制上、諸省と同等に位置づけた。廃藩置県により設置された諸府県は中央政府の下に地方行政を担当する地方行政機関であったが、開拓使は北海道という一地域の統治全般を管轄する地域統治機関であった。廃藩置県以降、政府は中央集権的政策を展開した。教育政策においては、文部省を設置し、文部省の立案した政策を各府県単位で施行するという体制が成立した。しかし、北海道に関する教育政策については、開拓使が独自に立案し、実施する権限を有したのである。

1870年6月（明治3年5月）、開拓使は具体的な開拓政策の順序について太政官に上申した。

開拓見込大略

- 一 海漕を利し以て人民ニ便し且諸物品の有無を通すへき事
- 一 人民を移し開拓の基を立へき事
- 一 移住人と恒産を制し与へ専ら開墾を勉め農業を勧むへき事
- 一 漁業を増開て海ニ遺利無之様致スへき事
- 一 地宜を相て生産を阜ニすへき事
- 一 金銀礦を開いて貨源を広むへき事

右当務也

- 一 内地同様府県の制を定むへき事
- 一 海陸軍を置いて防備を厚くすへき事
- 一 大小学校を興シテ大ニ皇化布施すへき事

右後來見込也

当使見込大綱如此御座候事⁽²³⁾

当面、実施して行くべき「当務」として、海運の整備、移住の促進、開墾の奨励、漁業の拡大、鉱山の開採といった開拓に直結する事業をあげた。その後に着手する「後來見込」としては府県制の施行、海陸軍の設置、学校の開設といった制度の導入をあげた⁽²⁴⁾。

開拓使は、1872年9月の「学制」制定以前に学校を設置した。しかし、これらの教育政策は「後來見込」とした「皇化布施すへき」教育ではなく、「当務」とした開拓事業の一環としての開拓技術者、指導者の養成のための教育であった。

第2節 開拓使仮学校

開拓使は1871年10月には札幌に学校を設立することを計画していた⁽²⁵⁾。

1871年11～12月（10月）、開拓使は札幌に開設する官立学校の生徒を募集した。

学校ハ教化の由而出ル所之ヲ大にすれハ治国平天下より修身齐家ニ至り之を小にすれハ百工技芸より職として此ニ由らざるハなし今や文運日ニ開月ニ盛寒郷僻邑ニ至迄学校之興起する振古以遠未だ曾て有さる所なり然則吾使之如キモ嗚呼亦鞠躬尽力せざるへけんや因而此度札幌ニ仮学校を開キ広く生徒之教育を待ツ凡有志之者ハ別紙規則ニ原キ平民ニ至迄子弟之輩早々入校可願出事

未十月

開拓使⁽²⁶⁾

開拓使は、文明開化のときにあたって寒村に至るまで学校を開設し教育を行なう必要から札幌に「仮学校」を開設することを達し、有志の青少年の入学者を募集した。その際、「平民ニ至迄」と身分に関係なく広く入学者を求めた。達しには「別紙」として「仮学校」の「規則」を添付した。

規則

- 一 入校之輩江者諸賄下賜候事
但従前之拾三等以上子弟ハ食料可差出事
- 一 入校相願候者者其地方出張所江其旨届出添書持参之上学校懸江可差出事
- 一 入校生徒其地方より札親迄者御定旅籠料を以通行可致事
但平民之儀者此例ニあらず
- 一 手習并算術共指南可致事
- 一 書籍所持之輩者持参可致事
以上⁽²⁷⁾

1条目では入学者には食費など生活費を支給することを定めた。2条目、3条目では地方からの入学者を想定した。4条目では教育内容について「手習」、「算術」とした。5条目では書籍の提供を求めた。この段階では「仮学校」は、札幌に開設し、「手習」、「算術」を教授する計画であった。入学者に生活費を支給することを定めた点は、後述する公費生徒制度を構想の段階から用意していたことを示す。

しかし、時期は確定できないが、当面は東京において「耕作学校」を開設することとなった。1872年1月12日、開拓使のお雇い教師トーマス・アンティセルは「耕作学校」開設に関する意見書を黒田開拓次官に提出した。

過日御面晤之節札幌へ学校御取建之儀ハ暫時御見合せ東京表へ耕作学校御開ノ趣ニ付愚見左ニ申上候

耕作ノ道ヲ改革シテ精微ヲ盡サシムルハ他ノ技芸之改正進歩ヨリ起リ候事ニテ諸技芸貿易百工製造等ノ道ニ通シ不申候テハ耕作ノ学モ十全ヲ得申間敷候

器械術並ニ器械学ハ農業ト共ニ教授可致者ニテ是ノ學術ニ通達致シ不申候テハ農業モ亦大ナル進歩ハ出来不申候

此度学校御取建之儀ハ少年教育ノ道ヲ改正スルノ基礎ヲ起スヘキ時ニシテ日本ノ少年輩ヲシテ海外文明之諸国同様之教育ヲ得セシムヘキ好機会ニ有之候間諸般ノ技芸ヲ教授可致学校御取設ケノ儀最モ專要ニ有之候且ツ貴国ニハ未タ此等ノ学校出来不申候故欧米諸国へ少年輩御差遣シ兩三年間留学被仰付候ト留学ハ御失費多ク且ツ留学生盡ク兩三年之間ニ身ヲ益シ国ヲ利スヘキ学科ヲ曉得シ候槌ナル見基モ有之間敷候間海外学資ヲ以貴国内ニ於テ多少之少年ヲ教授致シ候得ハ学校之存在スル間ハ尚数百之後生ヲ教育致シ候事出来可申候条利益多ク且ツ永久ノ御設ケカト奉存候

右等ノ学校ヲ設ケ国民教育之道ニ専ラ心ヲ用候国ハ互市貿易等能ク外国ト其隆盛ヲ競候様相成候ハ拙者申迄モ無之事ニ御坐候尤モ諸科ヲ教ヘ候学校ヲ取建候モ一学科ヲ教候学校ヲ取設ルモ其入用莫大之相違ハ無之一学科之学校ト雖トモ若干ノ教師無之候テ相成不申右ヲ以テ絵学作摸学其他諸術百芸貿易筋並ニ実地ニ学問ヲ施ス事ヲ教授致スヘキ学校御取建相成候ハ、其利益広大ニシテ実ニ無量ニ可有之候

下文ニ記候器械学並ニ器械術ノ学校ニ於テ一少年ヲ一年間教授致シ候ハ、只今マテ日本風ニテ多年学ヒ得タル者ヨリハ尚良巧ナル工商或ハ其主宰トモ可相成程ノ者モ出来可申候間学校御取建ニ候ハ、独り耕作ニ限ラス前条申上候諸学科ヲ教授致候様御取設ケ有之度奉存候先ツ耕作学校ニハ左ノ学科御差添可然候

- 一 器械学並ニ器械術
- 一 土工学並ニ建築学

一 礦山学

一 諸芸ニ用ル化学

一 医学

右謹而御賢断ヲ仰キ候

千八百七十二年第一月十二日

トーマスアン^[ママ]テセル

黒田開拓次官閣下⁽²⁸⁾

開拓使は、開拓事業との関わりから農業を重視し、「耕作学校」開設を計画した。

アンティセル意見書の第1の論点は、学校を設立して教育を行なうことの重要性であった。海外留学生派遣⁽²⁹⁾は出費が多い上に成果も確実なものではないが、欧米諸国へ留学生を2～3年間派遣する経費で学校を開設すれば、多くの生徒を確実に教育することができる上に教育の継続性もあるため効果的であるとした。

第2の論点は、「耕作学校」の学科編成についてであった。農業技術の革新はそれ以外の技術の進歩と連動して起こるため「諸芸貿易百工製造等」に精通しなければ「耕作ノ学」を十分に修得できないとし、「耕作学校」の学科課程中には設計などの技術や流通の知識や、「実地ニ学問ヲ施ス事」が必要であると主張した。また、経費のうえでは大差はないから、一学科のみではなく複数学科を教授する学校を設立することを主張した。学科編成上では、特に「器械術並ニ器械学」を重要視した。開拓事業に先進の機械を導入するため、「耕作学校」においてその技術教授を行なうことを計画したのである。さらに「土工学」、「建築学」、「礦山学」など農業以外の開拓事業も視野に入れた学科編成を構想した。

2月2日、アンティセルはさらに詳しい構想を「北海道術科大学校」として黒田清隆に提出した⁽³⁰⁾。学校は「専課学校」として「造営学校」、「農耕学校」、「理術学校」、「礦山学校」、「百工舎密学校」、「国法及商法学校」、「医学校」の7校、そのほかに「少年輩ヲシテ大学校ニ入ル為メ先ツ緊要ナル學術ノ大旨ヲ会得為サシメ」る「小学校」、「百工ヲ進歩ナサシムル」「商工教諭ノ学校」、「後年生産ノ児童ヲ教育為スニ適サシムル」「少女ノ学校」の3校を構想した。「小学校」は16歳以上の生徒が入学し、「一歳間勉強為シタル後一個ノ学科ヲ専学セント欲スルニ於テハ検査ヲ受ケ然ル後チ其欲スル処ノ学校ニ入り教授ヲ受ルコトヲ得ヘシ」と、1年間修学した後、7学科から専攻する学科を選択し試験を経て、該当の「専課学校」に進学するというシステムであった。「専課学校」については、「此専課学校ニ入ル処ノ生徒ハ小学校於テ教授受ケタル学校ノ十分ナル検査ヲ受タル者ニシテ其歳齒ハ十七歳ヲ以テ期ト為ス可シ」と「小学校」を修了した17歳以上の生徒が入学し、「各生徒ハ此学校ニ於テ二歳間勉強為シ卒業ノ検査ヲ受タル者ニハ停在修行為シタル学校ノ名目ヲ書記シタル証書ヲ大学校ヨリ渡ス可シ」と2年間修学するという構想であった。さらに、アンティセルは各「専課学校」で教授するべき学科を詳細に記載した。

2月28日（1月20日）、黒田開拓次官は太政官正院宛に教師雇入れの上申を行なった。

北海道於て農業工業諸課学校取建可申候得共差向当地ニ於て仮小学を設ケ生徒夫々修行為致度就而者礦山学器械学農学其外諸学教師追々雇入度存候ニ付此段相伺候也

壬申正月廿日

黒田開拓次官

正院

御中⁽³¹⁾

開拓使は、アンティセルの「北海道術科大学校」構想をほぼ採用し、暫時に「礦山学器械学農学

其外諸学」の教師を雇い入れることを上申した。開拓使は、北海道に「農業工業諸課学校」を開設する計画の一環として、まず当面は東京に「仮小学」を開設することとした。太政官は認可したが、「但^{ママ}礦学器械学農学等ハ文部省ニ於テ中学課ニ列シ候儀ニ付小学ノ名称ヲ相止メ仮学校ト称シ可申且教師雇入其他学則等ハ都テ伺之上施行可致事」⁽³²⁾と、学科が文部省の規定に照らすと「中学」にあたるから名称を「小学」ではなく「仮学校」を用いること⁽³³⁾、教師の雇い入れや学則を伺い出ることを指示した。

3月8日（1月29日）、開拓使は雇い入れ教師の人員と学科を決め、太政官正院に上申した。

舎密学教師

壺名

器械学同

壺名

本草学同

壺名

画学同

壺名

一等医師

壺名

二等医師

壺名

右者此度仮学校并病院取建ノ儀伺済相成候ニ付追而札幌府江学校造営引移候迄之处東京ニ而生徒教育仕度仍而学課及ヒ師員等取調御雇教師セネラルケブロン江も談判仕候处書面之学課開拓急務之課ニ候得者夫々教師御雇可然趣申聞候付至急阿米利加国ニ而相応之人物相撰御雇仕度此段奉伺候也

壬申正月廿九日

黒田開拓次官

正院

御中⁽³⁴⁾

開拓使顧問であったホレス・ケブロンとの相談の結果、東京の「仮学校」において「開拓急務之課」である「舎密学」、「器械学」、「本草学」、「画学」を教授する教師をアメリカから人選したいと上申した。太政官正院は認可した。

開拓使は仮学校を芝増上寺に開設し、4月17日（3月10日）、生徒募集の布達を出した。

今般政府伺之上芝山内江当使仮学校相設生徒致教育候ニ付而者年齢十四歳より式拾歳迄之者検査之上入校申付候条望之者ハ至急同校江願出候様御達有之度此段及布告候也但入校手続規則之儀者同校応接所ニ罷出委曲承可申候尤罷出候節者美濃紙ニ而巾壺寸長四寸之明細短冊式枚持參可致候事

壬申三月十日

開拓使

三府七拾貳県御中⁽³⁵⁾

生徒の対象年齢は14～20歳であった。アンティセル構想の「北海道術科学校」の「小学校」は16歳以上が対象であったが、太政官から文部省による学則の「中学」に準拠するよう指示があったため14歳以上となった。布達の宛先は「三府七拾貳県」であり、開拓使は人材を全国から求めた。仮学校は開拓使が管轄する北海道居住者の教育を目指したのではなく、北海道開拓にとって有

用な人材を養成することが目的であった。札幌に開設する計画を当面東京に設置するとしたのは、札幌の受け入れ条件がいまだ十分でなかったことと共に、東京の方が生徒に人材を得やすいという計算があったからであろう。

1872年4～5月（3月）、開拓使学校掛は「開拓使仮学校規則」⁽³⁶⁾を作成した。

第1条では学校開設の目的を示した。

第一条

此学校ノ儀ハ北海道開拓之為メニ設クルヲ以テ是レヲ彼地ノ首府タル薩亭魯ニ建テ彼地ニ住スル者ヲシテ専ラ知識ヲ増シ才芸ヲ進メ是レヲ以テ開拓之資業トナサシメントノ本旨タリ然レトモ其業日浅ク事ニ就ク序有リテ彼地ニ学校ヲ建ルノ暇アラサルヲ以テ先仮学校ヲ東京ニ設ク故ニ此学校ニ入ンコトヲ願フ者ハ成業ノ上北地開拓ニ従事スルヲ以テ主意ト為ス者ニアラサレバ許容有之間舗候事

学校は北海道開拓のために札幌（「薩亭魯」）に開設して北海道居住者に開拓のための知識、技術を教授することが目的であるが、札幌開府から日が浅いため仮学校を東京に開設すると説明した。入学者には修業後に北海道開拓に従事することを義務づけた。

第2条では生徒の入学資格、年齢による学年編成などについて定めた。

第二条

華族士族百姓町人ニ不限御国中府県ノ人別ニ相違無之者ハ願書差出吟味ノ上入門許容相成候事年齢十四歳ヨリ二十歳ニ至迄ハ初級生之学科ニ入二十歳ヨリ廿五歳迄ハ二級生之学科ニ入ラシム其業之進脩ニ応シテ専門四科之中ニ於テ一学科ニ入シムヘシ但教官吟味之上ニテ学科ノ順序ヲ相定メ可申事

入学者は身分に限らず身元が確かであれば出願ができ、試験による選抜を経て14～20歳は「初級生」、20～25歳は「二級生」として基本教科の教授を受け、その後に「専門四科」のうち一学科を専攻すると定めた。

第3条は修業後の義務について定めた。

第三条

生徒成業之上ハ官費ヲ以テ修業セシ者ハ十年ノ間私費ヲ以テ修業セシ者ハ五年ノ間誓テ北海道開拓ニ従事スヘシ右之年限充ル之上ハ都テ当人之勝手次第タルヘキ事

第1条で記した「北地開拓ニ従事スル」という修業後の義務についてより詳しく規定し、官費生徒は10年間、私費生徒は5年間、北海道開拓に従事する義務を課した。なお、第5条で「生徒ノ定員百人ヲ限り内官費五十人私費五十人トス」と、官費生徒50名、私費生徒50名の計100名という定員を定めた。

第15条では具体的な学科の編成について定めた。

第十五条

学科ヲ分ツテ普通専門ノ二科トナシ普通ヲ分ツテ二科トシ専門ヲ分ツテ四科ト為ス即チ学科ヲ区別スルコト左ノ如シ

普通学第一 初進ノ少年ヲシテコレニ入ラシム

英語学 漢学 算術 手習 画学 日本地理 究理学 歴史

普通学第二 初進ヲ経テ一進ミタルモノヲシテ是ニ入ラシム

舎密学 器械学 測量学 本草学 鉱山学 農学

右普通学ヲ修行セシ後ニ専門学科ニ入シム

専門学第一
 舎密学 器械学 画学
 専門学第二
 鉱山学 地質学 画学
 専門学第三
 建築学 測量学 画学
 専門学第四

舎密学 本草及ヒ禽獸学 農学 画学

「初級生」は基礎学科として「普通学第一」を学び、「二級生」は専門学科の基礎として「普通学第二」を学ぶとした。「普通学」修了後に進学する「専門学科」では、それぞれ機械、鉱山、建築、農業の4分野の専門技術者の養成を目指した。4科すべてにおいて課した「画学」とは設計、製図などの技術習得のための科目であった。アンティセル構想の「小学校」にあたるものとして「普通学」を入学者全員に課した。当時、入学後、すぐに専門学科を学べるような学力をもつ人材がほとんどいなかったのである。専門学科の編成もアンティセル構想に近かった。

5月21日(4月15日)には開校式を行なった⁽³⁷⁾。開校時の入学者について正確な数は把握できないが、開拓使学校掛が開拓使上局に対し官費生徒、私費生徒の任命を求めた際の名簿によると、官費生徒50名、私費生徒14名、年齢は14~20歳であった⁽³⁸⁾。『開拓使事業報告』によると、1872年の開拓使仮学校の男子官費生徒は53名、私費生徒は33名であった⁽³⁹⁾。

しかし、1873年3月には「本校生徒半ハ外国語ニ通セス訳官ヲ仮ラサレハ教授スヘカラス因テ姑ク専門科ヲ止メ普通学ヲ教ヘン為メ一旦閉校諸規則ヲ更正シ生徒中五十名ヲ撰テ官費ト為」⁽⁴⁰⁾す措置を取った。生徒の半分は外国語を解することができず、設立時の構想に適った教育を行なうには基礎学力が十分ではなかった。そのため、「専門科」を閉科し、生徒全員に「普通学」から教授するため、一旦、開拓使仮学校を閉校した。諸規則を改正した後は50名の官費生徒が入学し、再開校する予定であった。

4月22日、開拓使仮学校は再開校した⁽⁴¹⁾。

改正した「開拓使仮学校則例」⁽⁴²⁾では、まず「綱領」で開拓使仮学校開設の目的について定めた。

学校ハ徳ヲ成シオヲ達スルノ地ニシテ邦政ノ本ナリ今本使学校ヲ設ケ教師ヲ海外ニ招キ生徒ヲ延キ専ラ農工鉱諸学科ヲ教ヘ益規制ヲ大ニシテ之ヲ札幌ニ移シ將ニ実地上其材ヲ育シテ開拓ノ盛業ヲ賛ケシメントス冀クハ此校ニ入ル^[ママ]

開拓使仮学校では農学、工学、鉱山学を主として教授し、規模を充実した後に札幌へ移転し、北海道において人材を養成し、開拓事業を支えるための教育を行なうとした。「校務定則」の第1条では生徒の年齢、学科の進級を定め、「生徒ハ十二歳ヨリ十六歳マテノ者ヲ択ヒ身体ノ検査學業ノ試験ヲ経然ル後入校ヲ許シ之ヲ予科生徒トス満二年ノ後大試験ヲ為シ専門學課ニ就カシムル事」と、入校生徒の年齢を12~16歳に引き下げ、「予科生徒」として基礎学科を教授し、2年後の試験を経て「専門学課」に進級することとした。この試験の結果がよくない生徒については、第2条で「生徒学オニ乏シク専門學課ニ就ク能ハサル者ハ農工現術ヲ學ハシムヘキ事」と、技術者養成⁽⁴³⁾へ転身させることとした。これは学校における修学が無駄にならないようにするための措置であった。第3条では修業後の義務について定めた。

生徒成業ノ後ハ北海道ニ編籍シ五年間開拓ニ従事スヘシ且其年限中ト雖トモ官ノ都合ニ依リ

之ヲ止ムルコトモアルベシ尤満期後他処へ寄留スルハ本人ノ願ニ任スヘシト雖トモ其籍ハ終身他へ移ス可ラサル事

修業後の義務は北海道への「編籍」、5年間の開拓への従事であった。義務年限満期後は他所への寄留は自由としたが、本籍の移動は禁じた。「開拓使仮学校則例」にはこのほか「生徒規則」、「罰目」、「校門規則」、「入校証書雛形」があるが、学科についての記載はない。

1873年の生徒数は38名で全員が官費生徒であった。1874年は37名、1875年は34名で大きな変動はなかった⁽⁴⁴⁾。1875年7月に開拓使は開拓使仮学校を札幌に移転し、札幌学校と改称した⁽⁴⁵⁾。この時期に移転した理由は札幌の受け入れ条件がそろったことと、1873年の再開校から2年を経て「予科生徒」として入学した生徒が「専門学課」に進む年次に達したことであろう⁽⁴⁶⁾。

また、開拓使は、仮学校に「女学校」を併設した。1872年6月15日（5月10日）、開拓使は太政官正院に対し、アメリカ人女性1名を女学教師として雇い入れることを上申した。

開拓之儀固より藁蕪を墾僻し道路を築造すへき而已ならず人民繁殖之方法専務とすべし然らば必ず学校を設け人才を育し第一に人之人たる道を覚悟致し物産器械に至る迄其術を究めざるなく人民挙て国家ニ尽力し上下安富に至らんこそ真之繁殖とも可申然るに教育之法孩是より慈母之教を以基本とすへき事ニ候得者泰西諸州必ず女学校を設け婦道を教訓致し候事ニ付既に昨冬伺之上童女数名相撰亜国留学差遣し候得共右之者共成業之上帰国致し候者年数も有之北海道之儀新旧移住民最早寡ならず大挙創業之際他日目的を誤り候者出来候得者一日も早く其道を訓導為仕度付而者今般亜国より相応之女教師一名相雇ひ申度尤右入費者開拓定額之内を以相弁し候間此段至急奉伺候也

壬申五月十日

黒田開拓次官

正院

御中⁽⁴⁷⁾

開拓事業においては、学校を設置し教育を行ない、全国民が国家事業に力を尽くすことが真の「繁殖」であるとした。教育は「慈母之教」が基本となるため、開拓使は昨冬に女子留学生を派遣した⁽⁴⁸⁾が修業して帰国するまでには数年かかるので、アメリカから女教師を雇い入れ女子教育を行なうことを上申した。女学校の開設に際しても、1871年12月の女子留学生派遣同様、学校就学前の子どもの教育を担う母親の教育を目指したのである。太政官は「伺之通」と認可した。開拓使は6月27日（5月22日）にオランダ人女性2名を雇い入れを太政官に上申し、認められた⁽⁴⁹⁾。

8月6日（7月3日）、開拓使東京出張所は札幌本庁宛に女生徒の召募を要請した。

岩村権判官殿

東京権判官

当表出張所江女学校取設相成候筈ニ付去月朔日より蘭より横浜在留之女教師兩人既ニ御雇入相成候就而者札幌及ヒ函館方面ニ而士農商ニ不拘十才以上十五才迄之女子十人宛式拾人を限り入塾申付候条右年齢ニ而有志之者相撰至急当地江御差出有之候様次官殿より御談ニ付此段申入候也

壬申七月三日

追而当方江差立之節支度并旅費等之義者適宜ニ御取計置其段御申越可有之候也⁽⁵⁰⁾

開拓使は10～15才の少女を札幌、函館方面からそれぞれ10名ずつ上京させて、女学校で修学させることを計画した。北海道から女学校入学のために上京した女生徒は札幌から9名、函館から6名の計15名であった⁽⁵¹⁾。女学校は10月19日（9月19日）に開業した⁽⁵²⁾。開拓使は「女学校ヲ仮学校内ニ設ケ五十名ヲ限り官費生ト為シ漢学英语数学裁縫等ヲ授ケ卒業ノ後ハ北海道在籍ノ人

ニ嫁スルヲ誓ハシム」⁽⁵³⁾と、北海道からの入学者15名を含め50名を官費生徒として入学させ、漢学、英学、数学、裁縫などの教授を行なった。卒業後に北海道に籍を置く者との婚姻を義務づけた点は、女学校における女子教育が北海道の「人民繁殖」を目指す開拓事業の一助であったことを示す。1873年9月の女生徒一覧表によると、1872年(明治5年)中に入校した生徒は44名で、1873年に9名、1874年2月に1名が入校した⁽⁵⁴⁾。1875年7月、開拓使は仮学校と共に女学校を札幌へ移転し⁽⁵⁵⁾、札幌学校女学科となったが、1876年4月22日に黒田開拓長官は開拓使学務局に対し女学科廃止を達した⁽⁵⁶⁾。詳しい事情は分らない。

第3節 北海道に開設した官立学校

開拓使は、1871年11～12月(10月)、函館に函館学校を、札幌に資生館を官立学校として開設した。

函館では、1870年7～8月(7月)、有志が醸金によって会所町に「郷学校」を開設し「漢英学科」を教授した⁽⁵⁷⁾。1871年2～3月(1月)、開拓使は「郷学校」を「郷塾」と改称させた⁽⁵⁸⁾。11月(10月)、開拓使は松陰町に官立函館学校を開設し、「郷塾」は廃止となった⁽⁵⁹⁾。函館学校において何を教授したかは分らない。

一方、1872年3月17日(2月9日)、開拓使は太政官正院宛に函館に「魯西亜語学所」を開設し、教師としてロシア人を雇い入れることを上申した。

北海道及び樺太開拓ニ付而者樺太之儀魯人雑居之地ニも有之魯語不相開候而者往々不都合之儀も有之候間於函館魯西亜語学所取建魯人之内教師一名御雇入相成候様取計度此段奉伺候也
壬申二月九日 黒田開拓次官

正院

御中⁽⁶⁰⁾

樺太が日露雑居の状態であるので北海道、樺太開拓のためにはロシア語の修得が必要であるとし、「魯西亜語学所」開設の許可を求めた。当時、函館にはロシア領事館があり、ロシア語教育には最適の場所であった。正院は「伺之通」と回答した。

3月18日(2月10日)、開拓使東京出張所の西村貞陽は函館支庁の杉浦誠に「魯学」教師雇い入れを黒田次官が認可したことを伝えた。

魯学課之義ニ付先便御申越し之次第モ有之御評議之上別紙之通魯学教師御雇入之義伺済相成候ニ付而ハ御地居留魯僧ニコライ義倭語をも相通シ兼而書生教授之手続も有之義ニ付同人を教師ニ御雇相成候方可然尤月々何日ツ、之御雇付出来候哉隔日或ハ二日措キ与歟尚適宜ニ御談判期限之義先六ヶ月位之御約定ニ而給料ハ外比較之上相当之員数を以御取極被成候様次官殿被申開候ニ付此段得御意候也

二月十日

西村貞陽

杉浦判官殿⁽⁶¹⁾

「魯学課之義ニ付先便御申越し」の内容は分らないが、文脈から、函館において「魯学課」を開設してロシア人宣教師ニコライを教師として雇い入れたい、との開拓使函館支庁から東京出張所への上申であろう。「別紙」は先に引用した黒田開拓次官より太政官正院宛である。史料は日本語にも通じ、それまで数人の生徒へロシア語を教授していたニコライを雇い入れることを許可した内容である。ただし、「此ノ「ニコライ」事皇州へ異宗ヲ施教之趣意ニ候彼之語学ヲ教フル外教法無用タル条約可有之事」と記した黒田開拓次官の印のある付け札を付し、ニコライとキ

リスト教の布教活動をしないうの取り決めに交わすという条件をつけた。結局、「魯人ニコライ御雇入相成筈之處其節ハ法教流布一件等ニ而見合ニ相成居候」⁽⁶²⁾と、宣教師としての布教活動が問題となり、ニコライ雇い入れは見合わせとなった。

11月16日(10月16日)、「今般於学校内露学開設候ニ付官員ノ子弟有志ノ者来学スヘシ」⁽⁶³⁾と、函館学校にロシア語を開講し、生徒を募集した。ロシア語は「三等訳官及出仕用係数名ヲ教員トス」⁽⁶⁴⁾とあり、日本人が教授を行なった。しかし、ロシア語を教授する環境が整わず、1873年4月に函館の露学生3名は1名が樺太留学、2名が東京へ遊学を願い出た⁽⁶⁵⁾。開拓使は、6月13日に「魯学教師サルトフ御地学校へ御雇入相成候ニ付向後教育方不行届之儀無之筈仍而魯学生他所へ遊学之儀者御差止相成」⁽⁶⁶⁾と、露学教師雇い入れが決まったため遊学は許可しなかった。6月にサルトフがロシア語教師として函館学校に赴任すると共に、「教則ヲ定メ語学数学地理学歴史学四科ヲ置」くこととなった⁽⁶⁷⁾。8月12日、開拓使は「当地学校露学ヲ存シ其余ノ学科廃ス」⁽⁶⁸⁾とロシア語以外の教科を廃止し、同時に「函館学校ヲ露学校ト改正」した⁽⁶⁹⁾。その後も学校が改名、改編、合併を繰り返し、開拓使はロシア語教授の環境を十分に整備できなかったが、ロシア語教授は1876年4月まで続いた⁽⁷⁰⁾。生徒数は函館学校の1871年30名、1872年90名、露学学校となり1873年13名、1874年39名、松蔭学校と改称し1875年5

札幌の資生館について、山崎長吉は、1871年2月13日(明治3年12月24日)に開拓使仮本陣内に開設した学校をその前身としている⁽⁷²⁾。この学校について記載した開拓使などの公文書は管見の限り存在しない。

1871年11~12月、「学校ヲ興シ資生館ト称ス専ラ皇漢学ヲ教授シ官費自費二生徒アリ」⁽⁷³⁾と、開拓使は資生館を開設し、官費生徒と自費生徒が修学して「皇漢学」の教授を受けた。しかし、何らかの理由で1年足らずで閉校となった。

開拓使は札幌の官立学校を1872年12月3日(11月3日)に再開校した⁽⁷⁴⁾。このとき、「資生館ヲ廃シ教則ヲ改メ英語数学漢学習字四科ヲ設ケ札幌学校ト称シ更ニ費自費二生徒ヲ置キ卒業期ヲ定メ卒業後貸費生ハ十箇年自費生ハ五箇年北海道開拓ニ従事スルヲ約ス」⁽⁷⁵⁾改編を行なった。開拓使は資生館を札幌学校と改称し、従来の「皇漢学」教授を「英語数学漢学習字」4科目教授へと改めた。さらに、修業後、生徒は北海道開拓に従事するという義務を明記した。12月3日(11月3日)に、開拓使札幌出張所の岩村通俊が黒田開拓次官に宛てた書翰の中で、「謹白益々御清健可被成御奉務大賀候陳ハ当表学校モ今日開業相成依テ兼テ伺置候通リクラーク儀当分ノ内資生館へ出頭語学数学教授可致旨別紙之通り辞令下渡御請申出候御序ノ節ケブロン氏ヘモ御申伝有御坐度申上候也」⁽⁷⁶⁾と、ケブロンの下で測量技師をしていたジェームス・R・クラークを札幌の学校の語学、数学教師に任命したい旨を上申した。クラークの教師任命は資生館から札幌学校への改編に伴って必要な措置であった。

また、12月12日(11月12日)、開拓使は札幌市在居住者に対して札幌学校⁽⁷⁷⁾への通学を許可することを達した。

当札幌部下未タ筆算等修業ノ場所無之ニ付当分ノ内官員子弟ハ勿論市在ノ者ト雖年齢十四歳以下初学ノ者共資生館へ通学差許但炭代券十五銭夜分モ通学ノ者ハ油代五銭ツ、毎月初上納可致尤四月ヨリ九月迄ハ炭代半数ヲ減ス其他要具ハ銘々持参スヘシ⁽⁷⁸⁾

札幌市在には「筆算等修業ノ場所」がないので、開拓使は、開拓使官員の縁者以外でも市在居住者で14歳以下の「初学ノ者」が資生館に通学することを当面許可した。

資生館から札幌学校への改編は、「学制」制定の影響であった。改編の内容は、第1に14歳以

下「初学ノ者」が通学する小学の機能を合わせ持つことになったこと⁽⁷⁹⁾、第2に「英語数学漢学習字」を学科としたこと、第3に官費生徒を廃止し貸費生徒に改め、修業後、生徒は北海道開拓に従事するという義務を明記したことである。

札幌学校は、1875年7月に開拓使仮学校が札幌に移転すると共に、雨竜学校と改称して小学となった⁽⁸⁰⁾。

資生館では「皇漢学」を教授し、「学制」制定の影響を受けて改編した札幌学校では「英語数学漢学習字」を教授したこと、官費生徒または貸費生徒を設けて生徒には修業後に北海道開拓に従事する義務を課したことの2点から、資生館、札幌学校は開拓使が人材養成を目的として開設した学校であったと言える。

第4節 開拓使の公費生徒制度

開拓使は北海道開拓のための人材養成を目的に、開拓使仮学校、女学校、函館学校、資生館などを開設した。そのいずれの学校においても官費生徒の制度を設けた⁽⁸¹⁾。そして、官費生徒、私費生徒または自費生徒を問わず、修業後に北海道開拓に従事することを義務づけた。以下、こうした開拓使による生徒への官費支出について検討する。

開拓使仮学校では、札幌に開設することを計画し生徒募集を布達した際に添付した「規則」の1条目に「入校之輩江者諸賄下賜候事」とあり⁽⁸²⁾、生徒全員に生活費を支給する規定であった。

1872年9～10月（8月）、開拓使学校掛、会計掛が開拓次官などに対して開拓使仮学校の1年間の支出見積を上申した⁽⁸³⁾。その際に添付した「仮学校定額金仕訳」によると、官費生徒に対しては「一ヶ月壹人前十円ト相定内式円者今般伺済相成候女学生同様学校積金ト致候」と、1名あたり1ヶ月10円、積立金を除くと8円を支給すると定めた。また、私費生徒に対しても「衣服料一人一ケ年廿八円八拾六錢八厘四毛宛外ニ散歩料洗濯料」として、60名分、1年間総額2812円10銭4厘を計上した。私費生徒1名に対し1ヶ月3円90銭余りを支給する計算となる。官費生徒に対しては修学中の生活費を全て支給し、私費生徒に対しても食費、文具費、燃料費などを除き、衣服料、「散歩料」⁽⁸⁴⁾、洗濯料は官費生徒と同様に支給すると定めた。女学校は全員官費生徒であったが、仮学校同様1名あたり1ヶ月10円、積立金を除き8円を支給すると定めた。この支出見積通りの金額の支出が認可されたかどうかは分からないが、開拓使は仮学校の官費生徒にも私費生徒にも生活費として官費を支出していたのである。

開拓使が官費支出について以上のようなことを、函館学校や資生館においても開拓使仮学校同様に行っていたかどうかは分からない。修業後の義務の規定については函館学校、資生館共に開拓使仮学校の規定と同様なので、官費支出についても開拓使仮学校の規定に準拠した可能性は十分に考えられる。

開拓使が開設した官立学校の官費生徒、私費生徒に対して生活費などを支給する制度を「公費生徒制度」と呼ぶこととする。開拓使は生徒に対して修学中の生活費などを支給するかわりに、修業後に私費生徒は5年間、官費生徒は10年間、北海道開拓に従事することを義務づけた。開拓使はこのようにして、北海道開拓のための人材養成を行なったのである。したがって、開拓使の公費生徒制度は、開拓使の教育政策の根幹となる制度であった。

第2章 1872年「学制」制定と開拓使の教育政策

第1節 「学制」の定める学校教育制度と官費支給教育の廃止

1871年8月29日(7月14日)、政府は廃藩置県の詔書を達し⁽⁸⁵⁾、政府による中央集権が可能となった。9月2日(7月18日)には太政官第361号布告で文部省を設置した⁽⁸⁶⁾。文部省は全国画一的教育政策の実施と教育行政の一元的統括を行なうこととなった。「学制」は、1872年9月4日(8月2日)に太政官が太政官第214号で公布し⁽⁸⁷⁾、翌9月5日(8月3日)に文部省が文部省第14号で頒布した⁽⁸⁸⁾。「学制」第1章では「全国ノ学政ハ之ヲ文部一省ニ統フ」と宣言した。

太政官第214号中、いわゆる「被仰出書」では、「今般文部省ニ於テ学制ヲ定メ追々教則ヲモ改正シ布告ニ及フヘキニツキ自今以後一般ノ人民華士族農工商及婦女子必ス邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期ス」[下線部は割り書き——引用者註]と、文部省による「学制」制定は、国民全体が教育を受けることを目的としたものであることを述べた。また、「従来沿襲ノ弊学問ハ士人以上ノ事トシ国家ノ為ニスト唱フルヲ以テ学資及其衣食ノ用ニ至迄多ク官ニ依頼シ之ヲ給スルニ非サレハ学ハサル事ト思ヒ一生ヲ自棄スルモノ少カラス是皆惑ヘルノ甚シキモノナリ」と、学問は武士階級以上の者が国家のために学ぶのであるから学資や生活費は官費から支給するものである、という従来の教育観を否定した。「学制」は国民全体が学校で教育を受けることを定めた教育制度であり、諸省や藩府県が人材養成のために一部の生徒に官費をもって教育を施すという教育の在り方を転換しようとするものであった。そのために学区制度に基づく学校設立を定め、官費を生徒に支給する教育の廃止を決めた。

学校設立については「被仰出書」の後に、「今般被 仰出候旨モ有之教育ノ儀ハ自今尚又厚ク御手入可有之候処従来府県ニ於テ取設候学校一途ナラス加之其内不都合ノ儀モ不少依テ一旦悉廃止今般定メラレタル学制ニ循ヒ其主意ヲ汲ミ更ニ学校設立可致候事」⁽⁸⁹⁾と達した。従来府県で開設していた学校は不統一でまた不都合な場合さえ少なくないから一旦全てを廃止して「学制」に基づいて学校を設立するようにとの指示であった。

「学制」第2章では、「全国ヲ大分シテ八大区トス」と全国を8つ大学区に分けて学区制度の基盤とした。北海道については第4章で「北海道ハ当分第八大区ヨリ之ヲ管ス他日別ニ区別スヘシ」と当面、東北地方8県を所管する第8大区に区分して将来独立の学区とするとした⁽⁹⁰⁾。

文部省は「学制」頒布以前から府県が生徒の学資に官費を支出することを禁じる方針をとった⁽⁹¹⁾。1872年4～5月(3月)、文部省第6号達の中で「公学私学ノ別ナク公費ヲ以生徒ヘ給与候儀ハ叨ルニ不相成事ニ有之然ルニ生徒之内性質善良学術上達往々学科成業之目的有之候得共何分其身貧窮ニシテ学資無之者ハ其教師ヨリ情実委曲取調当省ヘ可伺出試験之上詮議ニ寄り官費被下方之道モ可有之今度公費生徒一切廃止候処自然右ニ適シ候者有之ハ早々取調東京府下ハ来ル廿日マテニ可申出候事」⁽⁹²⁾と、生徒への官費支給を禁じた。ただし、将来修業の見込みがある貧窮な生徒に対しては試験を行ない官費を支給することとした。

「学制」においては、第90章で「凡人民ヲシテ学ニ就カシムル勉メテ広普ナルヲ欲ス故ニ官金ヲ以テ学事ヲ助クルモノノ如キハ必民ノ及ハサルモノヲ助クルニアリ決シテ偏重ノ事アルヘカラス」と、教育を国民全体に施すという方針上、官費を教育費として支出する場合は貧窮者を扶助することを目的とするべきで、一部の者に片寄ってはならないと戒めた。第91章では「生徒衣食ノ費用或ハ官金ヲ以テ之ニ給シ以テ当然トス是従来ノ弊ナリ公私学校ノ生徒衣食ノ用ヲ給スル一一切之ヲ廃止スヘシ」と、従来行なっていたような生徒の生活費への官費支出を禁じた。第52章では「生徒ノ内学業鋭敏後来大成スヘキノ目的アレハ学資ヲ納ル一能ハス及其衣食ヲ給スル一能ハサルモノニハ費用ヲ給貸スル一アルヘシ但成業ノ後年割ヲ以テ之ヲ償フトモ或ハ官ニ奉事シテ

使役ヲ受ルトモ命ニ随フヘキノ証書ヲ出サシメ年限ヲ定メ其費用ヲ貸与ス」と、将来修業の見込みはあるが貧窮のため学資や生活費を支出できない生徒に対し費用を貸与し、修業後に貸与分の返済または官への出仕を義務づける貸費生徒制度を定めた。

9月10日（8月15日）、文部省第17号では「公学私塾ニ差入有之官費生徒廃止之儀ニ付当三月以来追々布達ニ及置候次第モ有之候処今般学制御確定相成候ニ付而者自今公学私塾之別ナク生徒衣食之費用ニ官費給与之儀一切被相廃候」⁽⁹³⁾と、生徒の生活費として官費を支給することを禁じた。9月12日（8月17日）には、文部省番外で「外国教師ニテ教授スル医学教則」、「外国教師ニテ教授スル中学教則」と共に「貸費生徒検査法」を達した⁽⁹⁴⁾。「貸費生徒検査法」第1章では「学問勉強才敏ニ行正シク将来成業ノ目的アリト雖モ其家貧窮ニシテ自ラ衣食ヲ弁スルヲ能ハス学資ヲ借ランヲ願フモノ其學術ヲ検査シ貸与ヲ決スルヲ法トス」と、将来修業の見込みはあるが貧窮である生徒に生活費を貸与することを定めた。第4章中では「学資ノ貸与ヲ願フモノ其年齢十五歳以上二十五歳以下ニ限ルヘシ」と貸費生徒の対象年齢を15歳以上25歳以下と定めた。第6章中では「当今生徒ノ官金ヲ借ランヲ乞フモノハ上等中学第六級ノ教科研業スル以上ニ非サレハ之ヲ許サス」とし、中学の生徒については下等中学3年間6級を修了し、上等中学に進級して初めて貸費生徒の対象となることができた。第8章で貸費生徒が提出すると定めた証書の雛形の文面には「卒業之上御規則ニ因テ右拝借之金高年割ヲ以テ償還仕候トモ又ハ年限ヲ以官役相受候トモ一切公命ニ随ヒ聊無ニ念相勤可申候」との文言があり、修業後の返済か出仕かを義務づけた。

従来、諸省府県が行なっていた官費支給による教育は、修学させて人材養成を行なうことを目的とした。開拓使の公費生徒制度の場合は、修学中には生徒に生活費などを支給して北海道開拓のための技術や専門知識を修得させ、修業後にはその技術や専門知識をもって開拓事業へ従事するよう義務づけたのである。「学制」の貸費生徒制度は、貧窮かつ優秀な生徒に学費などを貸与して修業後に返済させる制度であり、主眼は修学の援助にあった。

第2節 「学制」に対する黒田清隆開拓次官の意見書

1872年9月5日（8月3日）の「学制」頒布を受けて、黒田開拓次官は10月1日（8月29日）に太政官正院宛に意見書を提出した。

公費生徒廃止学制御確定之處当使生徒教育ニ付意見左ニ申上候

北海道ハ極北沍寒隔海之地ナルヲ以テ人情久住ヲ楽マズ廟謨モ亦中ニシテ廃ス自古開拓ノ功竣エ難シト称ス是故ニ経営セントスレハ非常ノ挙非常ノ才ニ非レハ能ハズ客歲盛挙ノ目的ヲ商議セシニ人材ノ教育農工ノ学業ヲ以テ第一ノ急務トス因テ先ツ外国教師ノ給料移住生徒或ハ洋行生土人生ノ学費等諸功費ノ内ニ合計定額金ヲ決算シ 廷議ヲ請ヒシニ既ニ允裁アリテ方法ヲ施設シタリ其概意ハ現今実用ニ急ナルヲ以テ他ノ検査或ハ成規ニ則ルニ暇アラス技芸ニ従事スルノ見込アルモノハ各課卒業等ヲ論セス男女生徒若干土人生若干撰用シタリコノ生徒ハ俚言貰イ子ト云ヘシ衣食ノ給与ヨリ終身之生産モ他ノ募移漁農ト大同小異アリテ姑ク都下ニ仮寓スルノミ其ノ所ハ学則チ耕織工芸ニ止リ即今ヨリ男ハ則力工ヲ旁勤シ女ハ則織縫ニ従事セシメ実学実行並ヒ進メシメンコトヲ要スソノ名ハ生徒ニシテソノ実ハ附属或ハ職人ト云モ可ナリ抑モ新造草創ノ際一般尋常ノ教化ヲ施シ文明各国ノ自費自新ヲ期スルハ所謂百年河ノ清ルヲ待ツト同日ノ論ナルベシ或ハ正則生徒ノ卒業シテ拝任従事ノ日ヲ待ツモ亦タ然リ且土人野俗ノ如キハ文明開化ノ景況ヲ未タ夢寐ニモ窺ヒ知ラス何ソ自費修学ノ志願アラシヤ

仮令ヒ志願アルモ朝夕ノ活計ヲ憂ルニ暇アラス何ソ知識開明ヲ願ミンヤ且夫レ今日ノ消費ハ明日ノ生財彼土他日ノ殷富ハ猶我カ当時外府ノ如ク然リ然レハ則生徒ノ給費ハ財本ヲ貸与シタルト同一ナリ他日尽力従事シテ償還スルハ日ヲ指シテ待ツベシ此レ等ノ比例ハ近今西洋各国ニライテモ官費教育少シトセズ米國ハ土地広ク人口少キヲ以テ拓地勸農ヲ公会決定シテ今ヲ距ル十年前各州ニ農学校ヲ建テ若干ノ土地ヲ附与シ生徒教育ノ費用ニ供セリ又黒奴ヲシテ入学セシメ國人ト同ク成業ノ後議員ニ列シタルモノアリト云フ又仏國第一世拿破倫人智ノ開ケス國益ノ興ラザルヲ憂ヘ大ニ諸術課ノ学校ヲ巴里ニ設ケ貧者ニハ其資ヲ給シテ入学セシメ芸術ヲ勸メシニ遂ニ無前ノ大功ヲ奏シ千古ノ美談トナレリ是皆文明至治之國ト雖トモ尚コノ挙アリ況ヤ開拓創業ノ國ニライテ西洋各國ト霄壤ナルハ論ヲ待タズ、他ノ諸省府県ノ学校生徒トモ亦相懸隔セリ内地ノ如キハ皇化ニ浴スルコト幾千年我カ北海道ハ未タ被覆モ亦洽カラズソノ人民ハ大抵窮乏無産ノ人十ノ八九ニ居レリ是ヲ以テ賑救保育自家ノ赤子ノ如クセサルヲ得ズ所謂全道貧院ト云トモ可ナリ然リト雖トモコノ成業ノ後開拓ニ任使スルモノナレハ自ラ貸与生徒ノ学制ニ暗合セリ固ヨリ当使ノ所管ハ百事御委任ノ州郡故他ニ關係障礙スルコト有ル可カラズ他年開拓成功ノ順序ニ因テハ一軌ノ学制ニ則リ学区ノ設ケ生徒ノ撰モ一層盛大ニ興起スベシ今般学制御確定公費生徒一切廃止ノ段至当ナリト雖トモ当使生徒ノ事情前ニ陳述スル如ク既ニ其費按算東京札幌等仮学校ノ生員男子土人ヲ加ヘテ三百人女子同上一百二十人ヲ限り入校セシメタリ其出費ニアツテハ文部省ハ勿論大蔵省ヘ対シ別段ノ支給ヲ仰クニモ無之尤此後猥ニ公費生徒増加ハ不致候条騎虎ノ勢不得止ノ情實御洞察アラセラレ当使生徒ノ分ハ出格ヲ以テ此儘ニ被据置候様仕度候事

壬申八月廿九日

黒田開拓次官

正院⁽⁹⁵⁾

意見書は、第1に、開拓使が公費生徒を設けた経過について述べた。

北海道開拓の難事業を遂行するためには特別な方法と特別な才覚を必要とする。そのため人材養成と農工技術の修得が急務であると判断し、外国人教師の給料や、修業後北海道開拓に従事することを義務づけた生徒、海外留学生、東京へ派出したアイヌの学資を開拓使の予算から支出することとし、政府に上申して認可を受け、実行した。

第2に、公費生徒の性格を説明した。

生徒選任には試験や正規の手続きをする余裕がなく、技術修得が可能な者を選任した。生徒は将来、北海道開拓事業に従事するから「貰イ子」といってもよく、生活費を支給して生業に保護を加えている北海道への移住者と同じである。東京では「耕織工芸」の技術だけを教授している。その傍ら男子は力仕事、女子は裁縫に従事させ、実用的な技術を教授して実際に仕事に従事させる必要がある。したがって「生徒」というよりは「附属」⁽⁹⁶⁾、職人である。

第1章第2節で述べたように、1872年4～5月(3月)の「開拓使仮学校規則」第15条によると、開拓使仮学校では農工技術に関する専門的な学科を教授するが、実用的な技術の教授や技術的な仕事への従事は定めていなかった。その一方で、開拓使は電信機修業生徒、農業現術生徒に官費を支出して電信や農業の実用的技術を習得させた。開拓使は開拓使仮学校の生徒には学問的な専門知識を教授し、そのほかに実用的な技術の習得を目指す現術生徒を設けていたのである。「学則チ耕織工芸ニ止リ」や「実学実行並ヒ進メシメンコトヲ要ス」の文言は開拓使の公費生徒を諸省府県が官費支出していた生徒と区別するための虚語であり、実際には学問修得と技術習得を区別していた。ただし、両者とも官費を支出して教授を行っていた公費生徒であった。

第3に公費生徒の必要性について説明した。

新規に事業を興すに当たり文明国同様、生徒に自費で普通教育を受けさせたり、正規の教育を受けた生徒の修業を待って事業に従事させたりするのは時間がかかり過ぎる。アイヌは文明開化の現実を全く知らず、自費修学を志願することは考えられないし、日々の生活がそれを許さない。現在の支出は将来の利益となり、北海道における将来の富裕は現在においては倉庫の中にあるようなものである。したがって、生徒への官費の支出は貸与と同じであって、将来の北海道開拓事業への貢献という形で償還されるのを待つべきである。

開拓使の公費生徒制度は人材養成が目的であり、修業後に義務を課して開拓事業に従事することを前提としていた。公費生徒制度は、現在の支出により将来の利益を獲得しようとする先行投資的性格が強かったのである。黒田開拓次官は、生徒への官費支出が無駄になることはなく、生徒の開拓事業への従事という形で返還されるため、文部省が定めた貸費生徒制度と趣旨は変わらないと主張した。しかし、前節でも述べたように、「学制」の貸費生徒制度は先行投資的な意味合いは弱く、貧窮かつ優秀な生徒への修学援助が目的であった。

第4に西洋における官費教育の例を上げた。

官費を支出して教育を行なう例は西洋各国に存在する。アメリカでは官費で各州に農学校を開設し、黒人を入学させて議員に列した例がある。フランスでは官費でパリに学校を設けたり、貧窮者を入学させたりして成功した。文明国でもこのようなありさまであるから、西洋各国と比較にならない「開拓創業」の北海道において教育に官費を支出する必要があるのは言うまでもない。

第5に諸省府県の生徒と開拓使の生徒との相違を強調した。

本州以南は天皇の統治による恩恵を長く授かっているが、北海道はいまだその恩恵に預かっておらず、居住者はたいていは貧窮しているため保護を与えなければならない。しかし、開拓使の生徒は修業後は北海道開拓に従事するから、「学制」の貸費生徒に符合する。

第3点と同じように、本州以南との違いを北海道の貧窮によって説明し、保護が必要なことを説いた。ここでも、公費生徒制度の官費支出が無駄にならず、開拓事業に貢献する点を強調した。

第6に開拓使の権限について説明した。

開拓使は北海道統治に関しては「百事御委任」されているから、他の機関が関与することはできない。将来、北海道開拓が順調であれば全国と同一の教育制度により学区の設定や生徒の選抜を行なう。

第1章第1節で述べたように、開拓使は他府県と異なり地方行政機関ではなく北海道という一地域の統治機関であった。開拓使は、北海道に関する教育政策は文部省であっても関与できないという立場をとった。ただし、北海道開拓が進展すれば「学制」に基づく学校教育制度を施行する計画であることを示した。しかし、それも開拓使が独自に判断することが前提となっていた。

第7に意見書の結論として開拓使の公費生徒を据え置きたい意向を述べた。

「学制」を制定して生徒への官費支出を禁止することは妥当である。しかし、開拓使は前述のように、支出額を計算し、東京や札幌などの学校にアイヌを加えた男子生徒を300名、女子生徒を120名入学させた。その経費は文部省や大蔵省に特別の支出を求めるものではない。今後は官費を支出する生徒を増員しないし、既に進行している事業でもあるので、開拓使の公費生徒については特別に従来通り据え置くことにしたい。

開拓使は文部省が生徒への官費支出を禁止したこと自体に反対したのではなく、それを開拓使の公費生徒にも適用することに反対した。開拓使の公費生徒の正確な数は分からないが、開拓使

仮学校は1872年5月の開校時には64名の生徒が入学した⁽⁹⁷⁾。仮学校付設の女学校は開業が1872年10月19日であるが1872年中に44名が入学した⁽⁹⁸⁾。開拓使が東京に派出したアイヌは27名であった⁽⁹⁹⁾。山崎長吉によると資生館の生徒数は150名以上に及んだという⁽¹⁰⁰⁾。さらに農業現術生、電信生徒それぞれ若干名にも開拓使は官費を支給していた。このほか海外留学生35名が公費支給を受けていた⁽¹⁰¹⁾。意見書中の男女合わせて420名というのは誇張であった可能性もある。公費生徒制度の経費は開拓使の責任で支出できるとして、公費生徒制度の存続を求めた。

第1章第4節でも述べたように、公費生徒制度は開拓使の教育政策の根幹にあたった。「学制」制定に際して、開拓使は独自の教育政策を継続するために公費生徒制度存続の意見書を提出したのである。

黒田の意見書について、文部省がどのような見解を持ったかについては分からない。9月19日、太政官正院は「申立之趣不得已情実ニ付御許可相成候条規則上ニ於テハ文部省生徒規則ニ不戻様見込相立可伺出事」と、裁定を下した。太政官は開拓使の公費生徒制度の存続を認め、文部省が「学制」で定めた貸費生徒の規定と齟齬が生じないように規則案を立案し太政官へ上申することを命じた。規則案については確認できなかった。

第3節 北海道への「学制」に基づく学校教育制度施行をめぐる問題

「学制」第4章において、北海道は当面第8大区の所管とし、将来独立した学区に区分すると定めた⁽¹⁰²⁾。学区編成上の北海道の位置づけについて文部省と開拓使との間にどのようなやり取りがあったかは分からない。文部省は、北海道を1つの大区に編成すべきであるが「学制」制定時点では独立した学区に編成するのは無理であると判断した。しかし、文部省は明確に「学制」の構想において北海道をも施行の対象と考えていたのである。

前節で引用した1872年10月1日(8月29日)の黒田清隆開拓次官より太政官正院宛意見書は「学制」中の生徒への官費支出禁止に対し、開拓使の公費生徒制度存続を求めることが主眼であったが、意見書は「学制」の学校設立に関する規定についても若干触れていた。「当使ノ管轄ハ百事御委任ノ州郡故他ニ関係障礙スルコト有ル可カラズ他年開拓成功ノ順序ニ因テハ一軌ノ学制ニ則リ学区ノ設ケ生徒ノ撰モ一層盛大ニ興起スベシ」⁽¹⁰³⁾と、開拓使は北海道統治に関しては全権委任を受けているから、他の機関が関知することはできないとし、将来、北海道開拓の進捗次第で、全国と同一の教育制度により学区の設定や生徒の選抜を行なうと主張した。開拓使は教育行政に関して文部省と交渉する必要はないとし、「学制」の学区制に基づく学校教育体制を即座に施行しないこと、また施行する場合も開拓使の判断によることを主張した。

開拓使の意見に対して、太政官、文部省がどのような反応を示したかは分からない。しかし、12月(11月)、文部省は文部省達第42号中で、「学制第九十九章ニ掲載相成候小学普及之為府県へ委託之金額当分之内全国男女共壹人ニ付九厘之割ヲ以テ去ル十月ヨリ別紙小割之通被相定候」⁽¹⁰⁴⁾と、小学の普及を図る扶助金を就学年齢者1人あたり9厘として計算し府県に委託することを達した。しかし、「別紙」の「小割」には北海道を記載しておらず、北海道は委託金支給の計算外であった。文部省は、北海道を「学制」第89章の「学事ニ関スル官金ハ定額ニヨリ本省ニ於テ一切之ヲ管知スル」⁽¹⁰⁵⁾の規定外として扱ったのである。したがって、この段階では、「学制」に基づく学校教育体制の施行の点について、北海道は規定外とする合意があったのである。

1873年8月14日、開拓使函館支庁は東京出張所上局に対して文部省に教員派遣を求めるよう上申した⁽¹⁰⁶⁾。その理由として、函館市街への「学制」施行に際して教員が不足で「開港場」函

館には文部省の認めた小学教師による教育が必要であるとした。9月25日、開拓次官黒田清隆は文部省三等出仕田中不二麿に対して師範学校卒業教員派遣を求めた。

当使管内函館表之儀先般御頒布相成候学制ニ拠り小学校取設候処同地ハ開港場ニテ人口稠密且外国人モ数多居留之儀ニ候ヘハ文学振興教導行届候様可有之ハ勿論追々此地之教則ヲ以全道ニ推及候見込ニ有之就而者御省師範学校生徒追々熟達小学校教師免許可相成御見込之者有之候趣ニ付右之内一名御譲受即今ヨリ右小学校ニ於テ教授為致度尤官等之儀ハ其人ニ応シ猶御打合之上取極可申候条前条至急御回答有之度此段及御掛合候也

文部省三等出仕

田中不二麿殿⁽¹⁰⁷⁾

函館は「開港場」であり外国人の目にも触れやすいからできる限り教育の整備をおこなう必要があること、開拓使は函館市街を「学制」施行のモデル地域とし教則などを整え、順次、北海道全域へと整備する構想であることの2点から、師範学校を卒業した教員の派遣を求めた。結局、師範学校卒業生の北海道への派遣はこのときは実現しなかった。

1873年11月17日、文部少輔田中不二麿は右大臣岩倉具視に対し、北海道における教育関係事項について、開拓使と文部省との間で協議することを定めるように求めた。

北海道学事着手之儀ニ付伺

学制第四章北海道ハ当分第七大学区ヨリ之ヲ管ス他日別ニ区分スト掲載有之候処彼地開拓創業已来逐年人民繁殖ノ場合ニ相運候付テハ学事之儀漸次着手可相成ト存候間彼地教育関涉之事項ハ都テ当省ヘ協議施行致候様開拓使ヘ御達有之度此段相伺候也

明治六年十一月十七日

文部少輔田中不二麿

右大臣岩倉具視⁽¹⁰⁸⁾

文部省は、北海道開拓が進展し、開拓使が漸次、「学制」に基づく学校教育体制の整備に着手すると判断した。おそらく、文部省は、開拓使が9月25日に教員派遣を要請した中で「学制ニ拠り小学校取設候」と函館市街において「学制」に基づいた学校を開設していたことや、「追々此地之教則ヲ以全道ニ推及候見込ニ有之」と函館市街をモデルとした教育の整備の計画を述べたことから、こうした判断を下したのであろう。文部省は、北海道が本州以南同様に学校教育制度を実施しつつあるとして、教育に関する事項について開拓使が全て文部省と協議することを求めたのである。文部省の見解は、「学制」第1章の「全国ノ学政ハ之ヲ文部一省ニ統フ」⁽¹⁰⁹⁾に基づいていた。

11月20日、右大臣岩倉は開拓次官黒田に対し、「別紙文部省伺北海道学事着手之義及下問候条意見早々可被申出候也」⁽¹¹⁰⁾と、文部省からの上申を伝え、開拓使の意向を尋ねた。これに対し、12月3日、黒田開拓次官は岩倉右大臣宛に回答した。

文部省伺北海道学事着手ノ儀御下問ニ付答議

北海道学事着手ノ儀文部省伺ノ趣熟議致候処彼地開拓創業已来逐年人民繁殖ニ及候得共皆移住ノ人民各処ヘ土着各山野ノ業ヲ営ミ居其生計ノ道モ未タ十分ニ相立不申過半ハ官ノ扶助ヲ仰キ候者ニ有之当使民政ニ於テハ専ラ其産業督励ヲ主トシ未タ他府県同様学務施行ノ場合ニ至リ不申尤函館ニ中小学其他有珠与市二郡ヲ始各所ニ郷黉ノ設有之漸次学制ニ依循可致見込ニ候得共現今悉其成規ヲ蹈候テハ実地差支ノ廉不少且本庁并当出張所学校ノ儀ハ兼テ申上置候通農工等ノ現術ヲ教習シ自ラ別途ニ属シ候儀ニ有之因テ管内教育ノ事ハ一般施行スヘキノ時ニ至リ同省ヘ協議処分候様致度此段上陳仕候也

明治六年十二月三日

開拓次官黒田清隆

右大臣岩倉具視殿⁽¹¹¹⁾

この答議で開拓使は北海道の教育をめぐる状況を説明した。第1に、北海道では移住民の多くがいまだ開拓使の扶助によって生活しており、開拓使の政策は住民への産業督励を最優先しているため、他府県同様の教育行政が難しい。第2に、函館、有珠、余市などには学校やそれに類する施設があり、いずれ「学制」に依拠した学校教育制度を施行する見通しではあるが、これらの学校でも完全に「学制」に基づくことは実地の条件から困難である。第3に、札幌本庁の札幌学校（前の資生館）と東京出張所の開拓使仮学校は農工の技術習得のための学校であり、「学制」の定めた学校とは異なる教育を行なう学校である。以上3点から開拓使は、本州以南同様に「学制」に基づいた学校教育制度を施行するときには文部省に協議することを主張した。開拓使仮学校も札幌学校も実際には「農工等ノ現術ヲ教習」することを目的とした学校ではなかった。しかし、開拓使としては北海道開拓に従事する人材養成の教育機関と位置づけていたから、文部省管轄外の教育機関として協議の対象外であることを強調して主張したのである。

12月22日、太政官は、開拓使に対しては「北海道一般へ学制施行之節ハ総テ文部省協議ノ上可取計事」⁽¹¹²⁾、文部省に対しては「伺之趣追而北海道一般へ学制施行之節可及協議旨開拓使へ相達候条此旨可相心得事」⁽¹¹³⁾と沙汰を下した。太政官は、開拓使の意向を入れ、「北海道一般へ学制施行之節」すなわち北海道全域に対し「学制」に基づいた学校教育制度を施行するときに、開拓使は文部省に協議することを命じたのである。

お わ り に

文部省が「学制」を制定する以前から開拓使は独自に教育政策を行なっていた。1871年以降に開拓使仮学校、資生館、函館学校の3校を設立し、北海道開拓に有用な人材の養成を行なった。その際、公費生徒制度を設け、修学中の生徒に対し生活費などを官費から支給すると共に、修業後は北海道開拓に従事する義務を課した。開拓使はこのような教育政策をとって人材養成を図ったのである。「学制」はそうした開拓使の教育政策の内容をかなり強く制限するものであった。開拓使は、その教育内容が文部省の管轄する教育と大きく異なること、教育政策について独自に行なう権限を有していることの2点から、公費生徒制度の存続を主張し、太政官により認められた。また、「学制」に基づく学校教育制度の施行についても、開拓使が独自に判断することが認められた。

今後の課題を2点上げる。第1に、本稿では開拓使の学校設立を取り上げたが、同じ時期に開拓使は積極的に海外留学生を派遣した。文部省は「学制」制定以降、海外留学生を管轄下に置き、整理、廃止を行なった。このときも開拓使は強く異議を主張した。開拓使の海外留学生派遣策を学校設立と合わせて検討すれば、この時期の開拓使の教育政策をより明瞭にすることができる。第2に、北海道における「学制」に基づく学校教育制度の整備は文部省の管轄外として開拓使が独自に進めることとなった。しかし、開拓使は実際には「学制」に準拠した学校整備を行なうようになった。開拓使による学校整備過程を検討することで、開拓使の教育政策の変容ないしその後の方向性を明らかにすることができる。

註

- (1) 鈴江英一は、北海道町村制度史研究の課題の一つとして「全国史に位置づけること」を特に強調し

ている。鈴江は、従来の北海道史が「近世にあってもまた近代にあっても、本土（近世においては他藩、近代にあつては内地といわれた府県）とは、異なった歴史の歩みが強調されてきた」と概括し、その結果として「北海道の歴史的事象をあたかも北海道のなかで完結するかのように説明をし尽くしてしまうことが起こる」と批判している。そして、「北海道を包摂しえない“全国”史は、いまだ全体社会の歴史になり得ないのであり、また、北海道の特殊な地位の強調に終わる北海道史は、全国史への普遍性を閉ざしているというほかはない」との北海道史研究に対する問題意識から、特殊性の強調に終始することなく、また全国史に埋没することもない北海道史研究を提唱している。北海道史研究にあたっては鈴江の提唱は重要かつ不可欠な視点であると思う。鈴江英一『北海道町村制度史の研究』（北海道大学図書刊行会、1985年3月）、5～6ページ。

- (2) 同書の編纂、発行元は、地方編1～2と全道編1～3は北海道教育研究所、全道編4は北海道教育史刊行会、統括編は北海道立教育研究所である。
- (3) 山崎長吉『北海道教育の発達に見られる後進性について』（北海道立教育研究所、1969年5月）、5ページ。
- (4) 同上書、46ページ。
- (5) 近年は少しずつ実証的な研究が積み重ねられている。その代表的な研究が、小川正人『近代アイヌ教育制度史研究』（北海道大学図書刊行会、1997年5月）である。小川の研究は開拓使時代から1937年の「北海道旧土人保護法」改正までの期間を対象に、アイヌ学校を主に取り上げ、北海道における対アイヌ教育政策を分析している。史料として、公文書、学校文書、新聞、雑誌、回想記などを駆使した極めて実証性の高い研究である。以降の近代北海道教育史の研究においては小川の研究の実証レベルが要求されるべきであると思う。
- (6) 『法令全書 自慶応三年十月至明治元年十二月』（内閣官報局、1887年10月）、第146。
維新政府による開拓使設置までの蝦夷地政策については、『新北海道史』第3巻通史2（北海道、1971年3月）、3～38ページに詳しい。
- (7) 石井良助編『太政官日誌』第3巻（東京堂出版、1980年9月覆刻）、276～277ページ。
- (8) 『明治二年 法令全書』（内閣官報局、1887年10月）、第469。
- (9) 1866年、幕府は樺太の国境画定のために箱館奉行小出秀実、同日付石川利政をロシアへ派遣した。これ以前の交渉では、日本側は両国人が接触することにより起こるトラブルとロシアのさらなる南進をおそれ、北緯50度を目安とする島上分界を主張してきた。この交渉でロシア側は日本側の主張した島上分界を認めず、日本とロシアは1867年2月25日に「カラフト島仮規則」に調印した。「カラフト島仮規則」は樺太全島について両国人の往来を自由とする「日露雑居」と定めた。秋月俊幸『日露関係とサハリン島——幕末明治初年の領土問題』（筑摩書房、1994年6月）、173～177ページ。

「カラフト島仮規則」の意味について秋月は次のように分析している。

「仮条約」というのは暫定協定の意味であるが、ここでいう「仮」とは、文脈上からみて「前文」中に述べられたロシア側の主張を「日本政府にて若向後同意し、其段告知する時」（第四条）までの期間を指しており、将来はサハリン全島がロシアの領土となることを前提としているのである。それゆえその後ロシア側が「仮」の期間を短縮するために、積極的にサハリン南部への進出を始めるのは必然のことであった。

- (10) 榎森進は、19世紀以降の場所請負制の下では「蝦夷地内の各場所は、名実ともに同地のアイヌにた

北海道の人びと(2)』(三省堂、1987年1月)、100ページ。

- (11) 前掲、『法令全書 明治二年』、第501。
- (12) 同上書、第622。
- (13) 同上書、第649。
- (14) 同上書、第650。
- (15) 前掲、石井良助編『太政官日誌』第3巻、491ページ。
- (16) 前掲、『法令全書 明治二年』、第843。
- (17) 8月29日(7月22日)、蝦夷地開拓を希望するものに土地を割譲することを布告した。前掲、『法令全書 明治二年』、第660。
 蝦夷地開拓之儀先般 御下問モ有之候通ニ付今後諸藩士族及庶民ニ至迄志願次第申出候者ハ相応之地割譲シ開拓可被 仰付候事
- (18) 前掲、『新北海道史』第3巻通史2、279ページに詳しい。「開拓使が主管した北海道への組織的移住は、明治二年九月開拓使官員の赴任に当たって東京で募集し、根室(九九人)・宗谷(一〇〇人)・樺太(三〇〇人)へ約五〇〇人の農工民を伴ったのが最初である。」と記述している。
- (19) 『法令全書 明治四年』(内閣官報局、1888年10月)、太政官第386。
- (20) 同上書、太政官第387。以下、条文の引用は同史料より。
- (21) 同上書、太政官第424。
- (22) 同上書、太政官第431。
- (23) 『開拓使公文録原本 式 明治三年』(北海道立文書館蔵、簿書番号05703)、第20文書。
- (24) 北海道に府県制を施行するのは開拓使を廃止し、札幌、函館、根室の3県を設置した1882年2月である。1886年1月には3県を廃止し、北海道庁を設置した。北海道に軍事整備を行なうのは屯田兵制を施行した1874年6月である。1896年5月には屯田兵司令部を廃止し、第7師団を創設した。以上、北海道編『新北海道史年表』(北海道出版企画センター、1989年3月)を参照した。
- (25) 1871年10月9日(8月25日)、開拓使顧問ホレス・ケプロンは黒田開拓次官宛書翰の中で「今般北海道へ開拓使庁及ヒ諸学校御建築相成候ニ付左ノ緊要事件ニ御着意有之度奉存候」と述べた。また、東久世開拓長官、黒田開拓次官より太政官正院宛上表書中に「札幌ヲ根拠ト為シ使庁ヲ此地ニ建テ公廨並学校ヲ始メ諸官員家屋等取建」と記した。東久世、黒田上表書には日付がないが、『開拓使日誌』の1871年10月27日(9月14日)条に掲載されている。日本史籍協会編『開拓使日誌』1(東京大学出版会、1987年9月覆刻)、208～212ページ、216～220ページ。
- (26) 『入校願人名簿』(北海道大学附属図書館北方資料室蔵、札幌農学校史料010-1)。
- (27) 同上書。
- (28) 前掲、『開拓使日誌』1、262～266ページ。
- (29) 開拓使は、1871年2月22日(1月4日)に7名、1871年12月23日(11月12日)に7名、1872年3月26日(明治5年2月28日)に17名の留学生を派遣した。また、1872年2～3月(1月)付で、すでにアメリカに在留していた2名を開拓使の海外留学生扱いとした。『開拓使公文録 八 外事之部』(北海道立文書館蔵、簿書番号05495)、第30文書。
- (30) 「北海道大学建設意見書」(『大隈文書』A4193)。北海道大学附属図書館蔵マイクロフィルムを使用した。以下、引用は同史料より。
- (31) 『稟裁録 自明治四年至同五年』(北海道立文書館蔵、簿書番号10697)、明治5年第4文書。本史料は、北海道立文書館編『稟裁録(二) 明治五年～明治六年』(北海道立文書館史料集第3、1987

年12月)、7～8ページに所収。

- (32) 同上書、明治5年第4文書。
- (33) 前掲、『法令全書 明治五年』、太政官第214号。
- (34) 『稟裁録 自明治四年至同五年』(北海道立文書館蔵、簿書番号10697)、明治5年第8文書。本史料は、前掲、北海道立文書館編『稟裁録(二) 明治五年～明治六年』、9～10ページに所収。
- (35) 『入校願人名簿』(北海道大学附属図書館北方資料室蔵、札幌農学校史料010-1)。以下、条文の引用は同史料より。
- (36) 『明治三十四年札幌農学校公文録第一冊 庶務 規則類 自明治六年至明治十五年』(北海道大学附属図書館北方資料室蔵、札幌農学校史料015)。以下、「開拓使仮学校規則」中の条文の引用は同史料より。
- (37) 『壬申日誌』(北海道大学附属図書館北方資料室蔵、札幌農学校史料008)、1872年5月21日(4月15日)条。
- (38) 『諸懸其外伺願届書 壬申』(北海道立文書館蔵、簿書番号00559)、第24文書。
- (39) 『開拓使事業報告』第4編(大蔵省、1885年、北海道出版企画センターより1984年復刻)、673ページ。
- (40) 同上書、672ページ。
- (41) 『日記 明治六年三月同七年十二月迄』(北海道大学附属図書館北方資料室蔵、札幌農学校史料016)、1873年4月22日条。
- (42) 『諸則抜鈔』(北海道大学附属図書館北方資料室蔵、札幌農学校史料007)。「開拓使仮学校則例」中の条文の引用は同史料より。
- (43) 開拓使は、電信機修業生徒、農業現術生徒などを設け、官費によって技術習得をさせていたが、詳しいことは分らない。

1872年9～10月(8月)、開拓使学校掛、会計掛が開拓次官などに宛てた開拓使仮学校の1年間の支出見込を提出した際、1513円2銭6厘を「電信機修業生徒拾五名月給衣服料」として、計上した。『壬申伺留 明治五年』(北海道大学附属図書館北方資料室蔵、札幌農学校史料009)。

1873年1月25日、農業係、庶務係、学校掛が開拓次官などに宛て、農業現術生徒の修業後の義務について伺を立てた。『開拓使公文録 勸業部』(北海道立文書館蔵、簿書番号05751)、第74文書。

東京ニ於テ官費ヲ以テ農業現術修行被仰付置候生徒之輩成業之上北海道ニ於テ開拓ニ従事致候年限之儀者東京仮学校官費生徒之規則ニ照準シ成業之上開拓ニ従事スルコト十ケ年ト相定兼而御達置相成候様仕度此段伺奉候

これに対し、黒田次官は1873年1月28日付の付け紙に「貸費生徒十ケ年自費生徒五ケ年此年限限ハ成業ノ上必ス北海道中ニ在テ其自業ヲ勤メ開拓使ノ命令ヲ背クヘカラサル事」と記した。

- (44) 前掲、『開拓使事業報告』第4編、673ページ。
- (45) 同上書、673ページ。
- (46) 1874年10月に「生徒學術稍上達ニ由リ農學専門学科課程ヲ調査ス」との記事がある。同上書、673ページ。
- (47) 『稟裁録 自明治四年至同五年』(北海道立文書館蔵、簿書番号10697)、明治5年第24文書。本史料は、前掲、北海道立文書館編『稟裁録(二) 明治五年～明治六年』、17ページに所収。
- (48) 1871年12月23日(11月12日)、開拓使は5名の女子留学生を岩倉具視を特命全權大使とした遣欧使節団に随行させ、アメリカに留学させた。開拓使は、1871年11～12月(10月)、女子留学生派遣について東久世開拓長官、黒田開拓次官連名で太政官正院に宛てた上申書の中で次のように述べた。『稟

裁録 自明治四年至明治五年』(北海道立文書館蔵、簿書番号10697)、明治4年第9文書。本史料は、北海道立文書館編『制旨録(二) 明治九年～明治十五年 稟裁録(一) 明治四年 稟裁・申奏録 明治四年』(北海道立文書館史料集第2、1986年12月)、101ページに所収。

欧亜諸州の如きハ人民挙而國を愛るの念慮ニ有之右は教の仍而然らしむる処加之彼國ニおゐては婦女學校を設け兒女十才余にもおよひ候得者入校學術教授を請け候ハ一般の事ニ而尤小兒母の懷を不離して教を母に受候故入校の頃ニ者稍菽麥をも弁し候様相成候儀実ニ國民を保護し人才を教育するの道整へりというへし 皇國の儀も日々ニ開化に趣迫而は女學校御取建可有之候得共北海道之儀は今般更ニ創業ニ而毫髮の差より尺寸の誤りを生し候は必然の事故一日も因循難相成候間只今より人才教育ニ注意いたし候儀最第一と奉存候ニ付既ニ先頃以來追々人物相撰欧亜諸州江数人留學生差出し置候尚此度幼稚の女子相撰欧亜之内江留學として差遣し申度尤學費等之儀は定額の内を以取計可申候間此段相伺候

欧米諸国では女子が学校で修学することが当然となっているため、教育を受けた母親による学校入学前の子どもへの教育が学校入学後の子どもへの教育を効果的にしていることを例に上げ、北海道においては欧米諸国のように効果的な教育体制の整備が必要であるため女子留學生を派遣したいことを上申した。開拓使は、教育体制の根本は、学校入学後の教育をより効果的にする母親による幼児教育であるという観点から、母親という存在を重視し、女子留學生派遣を企図したのである。

- (49) 6月27日(5月22日)、黒田開拓次官は太政官正院宛にオランダ人女性2名を女学校の教師として雇い入れることを上申した。上申書中で「幸ヒ此程横濱着仕居候和蘭婦人「イ、テロイトル「イ、ツウアーテル」ト申兩人各外国語学ニモ通シ頗ル学力有之趣ニ付至急雇入」と、横濱で女学校教師として適当なオランダ人女性が見つかったことから、わざわざアメリカから招く必要がなくなった。また、「何分一名ニ而ハ差支事足り不申候」と、2名雇い入れた。『稟裁録 自明治五年正月至同十一月』(北海道立文書館蔵、簿書番号10698)、第36文書。同史料は、前掲、北海道立文書館編『稟裁録(二) 明治五年～明治六年』、61～62ページに所収。
- (50) 『開拓使公文録原稿 学制之部 兵制之部 明治五年』(北海道立文書館蔵、簿書番号05733)、第50文書。
- (51) 同上書、第50文書。
- (52) 『壬申日誌』(北海道大学附属図書館北方資料室蔵、札幌農学校史料008)、10月19日(9月19日)条。
- (53) 前掲、『開拓使事業報告』第4編、671～672ページ。
- (54) 『官員生徒履歴族籍控 明治六年以来』(北海道大学附属図書館北方資料室蔵、札幌農学校史料020-2)。
- (55) 前掲、『開拓使事業報告』第4編、673ページ。
- (56) 『開拓使公文録 学制 会計 職官 勸業 文書 賞典 明治九年』(北海道立文書館蔵、簿書番号06178)、第12文書。
- (57) 前掲、『開拓使事業報告』第4編、516～517ページ。
- (58) 同上書、517ページ。
- (59) 同上書、517ページ。
- (60) 『開拓使公文録原稿 学制之部 兵制之部 明治五年』(北海道立文書館蔵、簿書番号05733)、第7文書。
- (61) 同上書、第7文書。
- (62) 『長官伺 明治五壬申年』(北海道立文書館蔵、簿書番号00507)、第29文書。

- (63) 前掲、『開拓使事業報告』第4編、529ページ。
- (64) 同上書、529ページ。
- (65) 『開拓使公文録 学制部 明治六年』（北海道立文書館蔵、簿書番号05756）、第30文書。
- (66) 同上書、第30文書
- (67) 前掲、『開拓使事業報告』第4編、529ページ。
- (68) 『開拓使事業報告附録 布令類聚』下編（大蔵省、1885年11月、北海道出版企画センターより1985年11月復刻）、18ページ。
- (69) 前掲、『開拓使事業報告』第4編、529ページ。
- (70) 同上書、529-530ページ。特に、1874年1月には「露学教師「^マサル^マツフ」病死ス因テ休業ス」と、一時閉校になった。
- (71) 同上書、530ページ。
- (72) 山崎長吉『札幌教育史』上巻（第一法規出版、1986年7月）、23-24ページ。山崎は資生館生徒だったという人物の1903年時の回想を用いて、この学校は開拓使が官員養成のために設けたとしているが、史料的な根拠が不十分である。この学校についての解明は今後を期したい。
- (73) 前掲、『開拓使事業報告』第4編、402ページ。
- (74) 1872年12月3日（11月3日）付、札幌の岩村通俊大判官より黒田開拓次官宛書翰に「当表学校モ今日開業相成」との記載がある。『開拓使公文録 学制部 明治六年』（北海道立文書館蔵、簿書番号05756）、第11文書。
- (75) 前掲、『開拓使事業報告』第4編、402ページ。
- (76) 『開拓使公文録 学制部 明治六年』（北海道立文書館蔵、簿書番号05756）、第11文書。
- (77) 資生館から札幌学校への改称、改編後も札幌の官立学校はしばらく資生館と呼ばれることがあったようである。後述の引用史料中の資生館は明らかに札幌学校である。
- (78) 『開拓使布令録 明治五年』（開拓使）、12月12日（11月12日）達。
- (79) 1873年2月、札幌市中の戸長、副戸長、町用掛が連名で開拓使札幌本庁開墾掛宛に、市中に「筆算指南所」を開設したい旨を願い出た中で次のように述べた。『筆算所一件 民事局 明治五年ヨリ八年ニ至ル』（北海道立文書館蔵、A4-195）、第5文書。

市中之義者資生館へ諸民子弟等通学御差許相成其段御布達御座候儀ニ付別ニ其御設も無御座候得共尚下方情実ニ就テ勘考仕候処当地江移住之者之儀者元来辺土より出候者多分ニテ屢次説諭相加へ候得共何分手重き事之様ニ相心得候故歟未タ通学願出候者も無之景況ニ付自然御趣意も貫徹不仕様可相成ト深苦慮罷在候依之此度戸長副及二三ノ有志ノ者と協議ノ上官費ヲ仰カス先以筆算指南所ヲ取建小民子弟等教授いたし其内より追々可然者ヲ撰資生館へ通学奉願候様仕度奉存候
開拓使は、「十四歳以下初学ノ者」の札幌学校への通学を許可したが、札幌学校の教授内容が「初学ノ者」には合わず、希望者がいなかった。結局、実際には札幌学校は小学の機能を果たさなかったのである。

- (80) 前掲、『開拓使事業報告』第4編、430ページ。
- (81) 1873年6月に、サルツフがロシア語教師として函館学校に赴任した際、函館学校は仮規則を定め、入学者を募集した。「規則」では4条目に「生徒ハ入塾通学トモ差許ヘシ入塾ノ者賄料始自費」、5条目に「授業料入塾通学トモ一人ニ付一ヶ月二十五銭ト相定」と、授業料は入学者全員から徴収し、「賄料」も自弁であった。前掲、『開拓使事業報告附録 布令類聚』下編、15-18ページ。

しかし、1873年11月に「官費露学生三名ヲ東京外国語学校ヘ入舎セシム」との記載があり、ロシア

語生徒には官費を支出していた。前掲、『開拓使事業報告』第4編、529ページ。

- (82) 『入校願人名簿』(北海道大学附属図書館北方資料室蔵、札幌農学校史料010-1)。
- (83) 『壬申伺留 明治五年』(北海道大学附属図書館北方資料室蔵、札幌農学校史料009)。以下、引用は同史料から。
- (84) 「散歩料」が何であるかは分からないが、小遣い賃のようなものであると想像する。
- (85) 前掲、『法令全書 明治四年』、太政官第353。
- (86) 同上書、太政官第361。
- (87) 『法令全書 明治五年』(内閣官報局、1889年1月)、太政官第214号。以下、引用は同史料より。
- (88) 同上書、文部省布達第14号。
- (89) この布達は太政官第214号中のものであるが、9月5日(8月3日)の文部省第13号も同文の布達である。同上書、文部省第13号。
- (90) 1873年4月10日、文部省は文部省第42号で8大学区を7大学区に再編成し、記載はないが北海道を第7大学区に編入したようである。『法令全書 明治六年』(内閣官報局、1889年5月)。
- (91) 4月4日(2月27日)、文部省第2号で府県が公費を支出して東京などへ遊学させていた生徒を試験してその適否を調査することを達した。4月11日(3月4日)には文部省番外で私塾生徒への公費支出を禁じた。前掲、『法令全書 明治五年』、文部省番外(3月4日達)。
- (92) 同上書、文部省第6号。
- (93) 同上書、文部省第17号。
- (94) 同上書、文部省番外、9月12日(8月17日)。以下、「貸費生徒検査法」中の条文の引用は同史料より。
- (95) 『稟裁録 自明治四年至同五年』(北海道立文書館蔵、簿書番号10697)、明治5年第39文書。本史料は、前掲、『稟裁録(二) 明治五年～明治六年』、37～38ページに所収。
- (96) 開拓使の官員を表す。
- (97) 『諸懸其外伺願届書 壬申』(北海道立文書館蔵、簿書番号00559)、第24文書。
- (98) 『官員生徒履歴族籍控 明治六年以来』(北海道大学附属図書館北方資料室蔵、札幌農学校史料020-2)。
- (99) 1872年7～8月(6月)、開拓使は「北海道土人男女二十七名ヲ召シ芝山内清光院ニ居ラシメ少壮ハ仮学校ニ通学シ其他ハ渋谷青山両官園ニ於テ樹芸牧畜ヲ習ハシム」との施策を行なった。前掲、『開拓使事業報告』第4編、671ページ。

東京へのアイヌ派出については、狩野雄一「開拓使仮学校におけるアイヌ教育」(明治維新史学会編『明治維新の地域と民衆』、吉川弘文館、1996年12月)と、広瀬健一郎「開拓使仮学校附属北海道土人教育所と開拓使官園へのアイヌの強制就学に関する研究」(『北海道大学教育学部紀要』第72号、1996年12月)に詳しい。
- (100) 前掲、山崎長吉『札幌教育史』上巻、24ページ。
- (101) 前掲、『開拓使事業報告』第4編、669～671ページ。
- (102) 前掲、『法令全書 明治五年』、太政官第214号。
- (103) 『稟裁録 自明治四年至同五年』(北海道立文書館蔵、簿書番号10697)、明治5年第39文書。本史料は、前掲、『稟裁録(二) 明治五年～明治六年』、37～38頁に所収。
- (104) 前掲、『法令全書 明治五年』、文部省第42号。
- (105) 同上書、太政官第214号。
- (106) 『開拓使公文録 学制部 明治六年』(北海道立文書館蔵、簿書番号05756)、第48文書。

- (107) 同上書、第45文書。
- (108) 『太政官公文録 明治六年十二月文部省伺』（国立公文書館蔵）、第11文書。北海道立文書館蔵マイクロフィルムを使用した（M1-42、件名番号245）。
- (109) 前掲、『法令全書 明治五年』、太政官第214号。
- (110) 同上書、第11文書。
- (111) 同上書、第11文書。
- (112) 同上書、第11文書。

安藤忠吉は本史料を文部省が開拓使に下した達しであると捉えているが、明らかな誤りである。安藤忠吉「北海道教育の歴史性——傍系教育の発展について——」（北海道教育図書刊行会編『教育新潮』第4巻第10号、教育新潮社、1953年10月）、15ページ。北海道教育研究所編『北海道教育史』全道編1（北海道教育史刊行会、1961年3月）、144ページ、安藤忠吉執筆担当。

第1章第1節で述べたように、開拓使は他府県と異なり文部省から布達を下される立場ではなく、同等の位置にあった。したがって、北海道における教育については開拓使と文部省との両者の権限に関わるため、上部機関である太政官が裁可を下したのである。

- (113) 同上書、第11文書。